astellas

第13期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2018年6月15日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

ホテルニューオータニ
ザ・メイン 宴会場階 「鶴の間」

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
※ 本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件

第9号議案 取締役賞与支給の件

アステラス製薬株式会社
証券コード：4503

経営理念

アステラス製薬の経営理念は、「存在意義」「使命」「信条」の3つのパートから構成されています。
この経営理念は、有用性と信頼性の高い医薬品で世界の人々の健康に貢献し、
企業価値を持続的に向上させることを目指していくアステラス製薬の姿勢を表現しています。

アステラスの存在意義

先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する

- 生命科学の未知なる可能性を、誰よりも深く究めたい。
- 新しい挑戦を続け、最先端の医薬品を生み出したい。
- 高い品質を確かな情報と共に届け、揺るぎない信頼を築きたい。
- 世界の人々の健やかな生活に応えていくために。
- 世界で輝き続ける私たちであるために。

アステラスの使　命

企業価値の持続的向上

- アステラスは、企業価値の持続的向上を使命とします。
- アステラスは、企業価値向上のため、お客様、株主、社員、環境・社会など、すべてのステークホルダーから選ばれ、信頼されることを目指します。

アステラスの信　条

アステラスの「信条」は、私たちが常に大事にする行動規範です。
アステラスは、これらの信条に共鳴し実践する人々の集団であり続けます。

高い倫理観　常に、高い倫理観をもって、経営活動に取り組みます。

顧客志向　常に、お客様のニーズを把握し、お客様の満足に向かって行動します。

創造性発揮　常に、現状を是とせず、未来志向で自己革新に挑戦し、新しい価値を創造します。

競争の視点　常に、視野広く外に目を向け、より優れた価値を、より早く生み出し続けます。

アステラスは、信条に則した行動を通じて、
ステークホルダーの皆様への責任を適切に果たし続けるとともに、積極的な情報開示を行います。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
アステラス製薬は、「先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する」ことを経営理念に掲げ、研究開発型のグローバル製薬企業として積極的に事業を展開しています。
変化する医療の最先端に立ち、未だ治療満足度が低い疾患領域において革新的で有用性の高い新薬を生み出し、社会に届け続けることを通じて、持続的な成長を目指してまいります。
すべてのステークホルダーの皆様のご期待に誠実にお応えし、信頼される企業となるよう弛まぬ努力をこれからも続けてまいります。今後とも皆様の変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。

2018年５月



代表取締役社長CEO
安川　健司

目　次

第13期 定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 4

【添付書類】

事業報告…… 26
連結計算書類・計算書類…… 55
監査報告書…… 59

【ご参考】

新薬の開発状況…… 62
CSRトピックス…… 65
主力製品のご紹介…… 66

招 集 ご 通 知

証券コード　4503
2018年５月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目５番１号
アステラス製薬株式会社
代表取締役社長　安川　健司

第13期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第13期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」（次頁）の通り、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2018年６月14日（木曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　2018年６月15日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

２　場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ「鶴の間」（ザ・メイン 宴会場階（本館１階））
※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。
※ 本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

３　目的事項

報告事項
1. 第13期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 第13期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件
第９号議案　取締役賞与支給の件

以　上

議決権行使方法についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2018年６月15日（金曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）
なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



書面にて行使いただく場合

行使期限 2018年６月14日（木曜日）午後５時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。



インターネット等にて行使いただく場合

行使期限 2018年６月14日（木曜日）午後５時入力分まで

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net** にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。
- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる開示について

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  ・新株予約権等に関する事項　・業務の適正を確保するための体制　・連結持分変動計算書　・連結注記表
  ・株主資本等変動計算書　・個別注記表
  監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項とで構成されております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類又は計算書類に修正事項が生じた場合には、当社ウェブサイトにて、修正後の内容をご案内いたします。

当社ウェブサイト：https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting/

インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

行使期限　2018年6月14日（木曜日）午後5時入力分まで

ご注意事項

- **議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。**
- **インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。**
- **パスワードの取り扱いについて**

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。
（2）株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申し上げます。
（3）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です。（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）

アクセス手順について

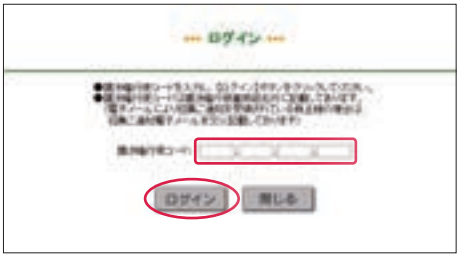

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031　受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値の持続的向上に努めるとともに、株主還元にも積極的に取り組んでおります。成長を実現するための事業投資を優先しながら、配当については、連結ベースでの中長期的な利益成長に基づき、安定的かつ持続的な向上に努めるとともに、自己株式取得を必要に応じて機動的に実施し、資本効率と還元水準のさらなる向上を図っております。

このような株主還元方針のもと、当期の期末配当については以下の通りとさせていただきたいと存じます。

これにより中間配当金１株当たり18円と合わせた年間配当金は、１株当たり36円となります。

期末配当

❶ 配当財産の種類

金銭

❷ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　…… 18円
配当金支払い総額　……　35,594,098,974円

❸ 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年６月18日（月曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

当社定款を以下の通り変更いたしたく存じます。

１．提案の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実・強化を経営上の重要課題と位置づけ、これまで継続的な取り組みを進めてまいりました。経営環境のグローバル化・複雑化が進展する中、企業価値の持続的向上を実現していくため、取締役会の業務執行決定権限の相当な部分を業務執行取締役に委譲することが可能となる監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるとともに、取締役会の監督機能の更なる強化を図ることといたしたいと存じます。これに伴い、また、今後の事業展開に対応するため、当社定款を次の通り変更いたしたく存じます。

（１） 事業目的を追加するものであります。（変更案第２条）
（２） 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役及び監査役会を廃止し、監査等委員会を設置することを定めるものであります。（変更案第４条）
（３） 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の員数を適正規模とするべく、それぞれの員数の上限を定めるものであります。（変更案第20条）
（４） 取締役の選任及び報酬等に関しては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議の対象とすることを定めるものであります。（変更案第21条第１項、第25条）
（５） 監査等委員である取締役の任期及び補欠の監査等委員である取締役の予選の効力に関する規定を新設するものであります。（変更案第22条第２項、同条第３項、同条第４項）
（６） 代表取締役及び役付取締役は、監査等委員である取締役以外から選定することを定めるものであります。（変更案第23条、第24条）
（７） 社外取締役に限らず、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては監査役全員の同意を得ております。（変更案第26条）
（８） 取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第29条）
（９） 第５章の表題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、不要となる監査役に関する規定を削除するとともに（現行定款第30条から第33条、第35条、第36条）、監査役会に関する規定を監査等委員会に関する規定に置き換えるものであります。（変更案第32条、第33条）また、常勤の監査等委員を選定することができることを定めるものであります。（変更案第31条）
（10） 社外監査役との責任限定契約の規定の削除に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。（変更案の附則）
（11） 上記のほか、これらの変更に伴う条数の修正、その他の所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	**第１章　総　則**
第１条　（条文省略）	第１条　（現行のとおり）
第２条（目的） 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～６．　（条文省略） （新　設） （新　設） ７．～18.　（条文省略）	第２条（目的） 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～６．　（現行のとおり） ７．健康および医療に関する情報の収集、分析、提供等の事業 ８．健康管理に関する支援、コンサルティング等の事業 ９．～20.　（現行のとおり）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行のとおり）
第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行のとおり）
第２章　株　式	**第２章　株　式**
第６条～第12条　（条文省略）	第６条～第12条　（現行のとおり）
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
第13条～第19条　（条文省略）	第13条～第19条　（現行のとおり）
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
第20条（取締役の員数） 取締役は３名以上とする。 （新　設）	第20条（取締役の員数） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名以内とする。 監査等委員である取締役は５名以内とする。
第21条（取締役の選任） 取締役は株主総会の決議によって選任する。	第21条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

現　行　定　款	変　更　案
（第２項　条文省略） （第３項　条文省略）	（第２項　現行のとおり） （第３項　現行のとおり）
第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（第２項　新設）	監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（第３項　新設）	任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（第４項　新設）	会社法第329条第３項にもとづき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第23条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第23条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
第24条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役社長１名および取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。	第24条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名および取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。
第25条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第25条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第26条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。	第26条（取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第28条（取締役会の決議の省略） （条文省略）	第28条（取締役会の決議の省略） （現行のとおり）
（新　　設）	第29条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第29条（取締役会規程） （条文省略）	第30条（取締役会規程） （現行のとおり）
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査等委員会**
第30条（監査役の員数） 監査役は３名以上とする。	（削　　除）
第31条（監査役の選任） 監査役は株主総会の決議によって選任する。	（削　　除）
監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
第32条（補欠監査役の予選の効力） 会社法第329条第３項にもとづき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　　除）
第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残任期間とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
第34条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第31条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第35条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
第36条（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。	（削　除）
第37条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第32条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は会日の３日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第38条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第33条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計　算	第６章　計　算
第39条～第41条　（条文省略）	第34条～第36条（現行のとおり）
	附　則 （監査等委員会設置会社移行前の社外監査役との責任限定契約に関する経過措置） 2018年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

取締役の畑中好彦、安川健司、岡島悦子、相澤好治、関山護、山上圭子の６氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）５名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次の通りです。

	候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
業務執行	1	再任	畑中　好彦（はたなか　よしひこ）	代表取締役会長
	2	再任	安川　健司（やすかわ　けんじ）	代表取締役社長
非業務執行	3	再任	相澤　好治（あいざわ　よしはる） 社外取締役　独立役員	取締役 北里大学　名誉教授
	4	再任	関山　護（せきやま　まもる） 社外取締役　独立役員	取締役 丸紅株式会社　顧問
	5	再任	山上　圭子（やまがみ　けいこ） 社外取締役　独立役員	取締役 東京靖和綜合法律事務所　客員弁護士

候補者番号 1



所有する当社の株式数
18,300株

畑中 好彦（はたなか よしひこ） 1957年４月20日生

再任

略歴及び当社における地位・担当

1980年 ４月	藤沢薬品工業株式会社 入社
2003年 ４月	同社 経営企画部長
2005年 ４月	当社 経営戦略本部 経営企画部長
2005年 ６月	当社 執行役員 経営戦略本部 経営企画部長
2006年 ４月	当社 執行役員 兼 アステラス US LLC President & CEO 兼 アステラス ファーマ US, Inc. President & CEO
2008年 ６月	当社 上席執行役員 兼 アステラス US LLC President & CEO 兼 アステラス ファーマ US, Inc. President & CEO
2009年 ４月	当社 上席執行役員 経営戦略・財務担当
2011年 ６月	当社 代表取締役社長
2018年 ４月	当社 代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、2011年６月に当社代表取締役社長に就任して以来、取締役としての職責を果たし、経営全般及びグローバル事業等を牽引してまいりました。また、2018年４月からは当社代表取締役会長として企業価値の持続的向上に向けて経営全般を監督しております。今後も、同氏の有する幅広い経験と知見等が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2



所有する当社の株式数
27,215株

安川 健司（やすかわ けんじ） 1960年６月７日生

再任

略歴及び当社における地位・担当

1986年 ４月	当社 入社
2005年 ４月	当社 開発本部 泌尿器領域プロジェクト推進グループ部長
2010年 ６月	当社 執行役員 兼 アステラス ファーマ ヨーロッパ B.V. Global TA Head (Urology)
2010年10月	当社 執行役員 開発本部長付 兼 アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc. Global TA Head (Urology)
2011年 ４月	当社 執行役員 製品戦略部長
2012年 ４月	当社 執行役員 経営戦略担当
2012年 ６月	当社 上席執行役員 経営戦略担当
2017年 ４月	当社 上席執行役員 経営戦略・販売統括担当
2017年 ６月	当社 代表取締役副社長
2018年 ４月	当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、開発部門を中心としてグローバル業務における豊富な経験を有し、2012年６月より、当社上席執行役員として経営戦略及び事業開発等を統括してまいりました。2017年６月に当社代表取締役副社長に就任し、さらに2018年４月からは当社代表取締役社長として、企業価値の持続的向上を目指して強いリーダーシップを発揮しています。今後も、同氏の有する幅広い経験とリーダーシップ等が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3



取締役会への出席率
94%（16回／17回）

所有する当社の株式数
0株

相澤 好治（あいざわ よしはる） 1946年４月７日生

社外取締役候補者　独立役員　再任

略歴及び当社における地位・担当

1975年 ４月	慶應義塾大学医学部 特別研究員（内科学）
1980年 ４月	北里大学医学部 講師（衛生学・公衆衛生学）
1983年10月	北里大学医学部 助教授（衛生学・公衆衛生学）
1994年 ４月	北里大学医学部 教授（衛生学・公衆衛生学）
2004年 ７月	北里大学医学部 医学科長
2006年 ７月	北里大学医学部長
2009年 ７月	北里大学副学長
2010年 ７月	学校法人北里研究所 常任理事
2012年 ４月	北里大学 名誉教授（現任）
2015年 ６月	当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況：北里大学 名誉教授

社外取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって３年

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由

同氏は、医学者として、北里大学において要職を歴任するとともに、長年にわたり医療に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。また、2015年６月より、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4



取締役会への出席率
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
0株

関山 護（せきやま まもる） 1949年８月14日生

社外取締役候補者　独立役員　再任

略歴及び当社における地位・担当

1974年 ４月	丸紅株式会社 入社
1997年 ４月	同社 重電機第一部長
1998年 ４月	同社 電力プロジェクト第三部長
1999年 ４月	同社 電力プロジェクト本部副本部長 兼 電力プロジェクト第一部長
2001年 ４月	同社 ユーティリティ・インフラ部門長代行 兼 海外電力事業部長
2002年 ４月	同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門長
2005年 ４月	同社 常務執行役員
2006年 ６月	同社 代表取締役常務執行役員
2007年 ４月	同社 代表取締役専務執行役員
2009年 ４月	同社 代表取締役副社長執行役員
2013年 ４月	同社 副会長
2015年 ４月	同社 顧問（現任） 丸紅パワーシステムズ株式会社 会長
2017年 ６月	当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況：丸紅株式会社 顧問

社外取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって１年

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由

同氏は、総合商社の経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しています。また、2017年６月より、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5



取締役会への出席率
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
0株

山上（やまがみ） 圭子（けいこ） 1961年３月22日生

社外取締役候補者　独立役員　再任

略歴及び当社における地位・担当

1987年 ４月	横浜地方検察庁 検事
2002年 ４月	法務省 刑事局 刑事法制企画官
2005年 １月	法務省 刑事局 参事官
2005年 ８月	最高検察庁 検事
2007年 ８月	東京地方検察庁 公安部副部長
2008年 ７月	東京地方検察庁 公判部副部長
2009年 ４月	横浜地方検察庁 公判部長
2010年 ４月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士（現任）
2017年 ６月	当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況：東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士

社外取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって１年

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由

同氏は、最高検察庁検事などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。また、2017年６月より、独立した立場から、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいています。今後も、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．社外取締役候補者である相澤好治、関山護、山上圭子の３氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ています。なお、当社の定める社外役員の独立性基準は、P25に記載の通りです。
３．当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在すべての社外取締役と責任限定契約を締結しています。第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認されるとともに、相澤好治氏、関山護氏、山上圭子氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りです。

候補者番号			氏名	現在の当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
1	新任		ふじさわ　ともかず 藤澤　友一	常勤監査役
2	新任		さかい　ひろこ 酒井　弘子	常勤監査役
3	新任	社外取締役 独立役員	かなもり　ひとし 金森　仁	監査役 山王法律事務所　パートナー
4	新任	社外取締役 独立役員	うえまつ　のりゆき 植松　則行	監査役 植松公認会計士事務所　所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント　代表取締役社長 株式会社鎌倉新書　社外取締役・監査等委員
5	新任	社外取締役 独立役員	ささきひろお 佐々木宏夫	早稲田大学大学院会計研究科　教授

候補者番号 1



所有する当社の株式数
52,267株

藤澤（ふじさわ） 友一（ともかず） 1958年７月６日生

新任

略歴及び当社における地位・担当

1984年 ７月	藤沢薬品工業株式会社 入社	2013年 ４月	当社 監査部長
1999年 ４月	同社 医療関連事業部 企画部長	2014年 ４月	当社 社長付
2006年 ９月	当社 財務経理本部長付 J-SOXプロジェクトリーダー	2014年 ６月	当社 監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社において内部統制に関わるプロジェクトリーダーや監査部長としての経験を通じて、内部統制、監査業務に精通しており、2014年６月からは当社監査役に就任し、監査役としての職責を果たしてまいりました。当社の企業価値向上のため、新たに監査等委員である取締役としての立場から、同氏の有する豊富な知識及び経験等が当社経営の監督・監査に必要であると考え、監査等委員である取締役として選任（新任）をお願いするものです。

候補者番号 2



所有する当社の株式数
0株

酒井（さかい） 弘子（ひろこ） 1960年10月８日生

新任

略歴及び当社における地位・担当

1983年 ４月	当社 入社	2016年 ４月	当社 社長付
2012年 ４月	当社 信頼性保証本部 薬事監査部長	2016年 ６月	当社 監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、長年にわたり研究開発に携わるとともに、グローバル業務にも精通しており、2016年６月からは当社監査役に就任し、監査役としての職責を果たしてまいりました。当社の企業価値向上のため、新たに監査等委員である取締役としての立場から、同氏の有する豊富な知識及び経験等が当社経営の監督・監査に必要であると考え、監査等委員である取締役として選任（新任）をお願いするものです。

候補者番号 3



取締役会への出席率
94%（16回／17回）

監査役会への出席率
93%（13回／14回）

所有する当社の株式数
0株

金森（かなもり） 仁（ひとし） 1954年８月１日生

社外取締役候補者　独立役員　新任

略歴及び当社における地位・担当

1984年 ４月	東京地方検察庁 検事
1985年 ４月	山形地方検察庁 検事
1988年 ４月	新潟地方検察庁 検事
1990年 ４月	東京地方検察庁 検事
1992年 ４月	弁護士登録（東京弁護士会）
1993年 ６月	山王法律事務所 パートナー（現任）
2005年 ４月	筑波大学法科大学院 客員教授
2015年 ６月	当社 監査役（現任）

重要な兼職の状況：山王法律事務所 パートナー

社外監査役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって３年

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、長年にわたる弁護士としての経験から企業法務に精通しており、2015年６月からは社外監査役として独立した立場から当社の監査に重要な役割を果たしていただいております。当社の企業価値向上のため、新たに監査等委員である取締役としての立場から、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任（新任）をお願いするものです。

候補者番号 4



取締役会への出席率
100%（17回／17回）

監査役会への出席率
100%（14回／14回）

所有する当社の株式数
0株

植松（うえまつ） 則行（のりゆき） 1960年６月24日生

社外取締役候補者　独立役員　新任

略歴及び当社における地位・担当

1985年 ３月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1997年 ６月	デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）入社
1999年 ６月	同社 パートナー製造グループ担当・九州事業部長
2003年 ８月	株式会社電通 入社
2008年 ７月	植松公認会計士事務所設立 同所長（現任）
2011年 ６月	有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長（現任）
2015年 １月	株式会社鎌倉新書 社外監査役
2016年 ４月	同社 社外取締役・監査等委員（現任）
2016年 ６月	当社 監査役（現任）

重要な兼職の状況：植松公認会計士事務所 所長
有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長
株式会社鎌倉新書 社外取締役・監査等委員

社外監査役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって２年

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、長年にわたる公認会計士の経験から企業のコンサルティングや監査に精通するとともに、会計・税務等のコンサルティング会社の経営者として会社経営に携わっており、2016年６月からは社外監査役として独立した立場から当社の監査に重要な役割を果たしていただいております。当社の企業価値向上のため、新たに監査等委員である取締役としての立場から、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任（新任）をお願いするものです。

候補者番号 5



所有する当社の株式数
0株

佐々木（ささき） 宏夫（ひろお） 1956年３月25日生

社外取締役候補者　独立役員　新任

略歴及び当社における地位・担当

1987年 ４月	名古屋市立大学経済学部 専任講師
1990年 ４月	名古屋市立大学経済学部 助教授
1993年 ４月	早稲田大学商学部 助教授
1996年 ４月	早稲田大学商学部 教授
1997年 ７月	大蔵省（現財務省）財政金融研究所（現財務総合政策研究所）主任研究官 兼 大臣官房専門調査官
1999年 ７月	早稲田大学商学部 教授
2005年 ４月	早稲田大学商学部 教授 兼 同大学大学院会計研究科 教授
2010年 ９月	早稲田大学商学部 教授 兼 同大学大学院会計研究科長
2013年 ４月	早稲田大学大学院会計研究科長
2016年 ９月	早稲田大学大学院会計研究科 教授（現任）

重要な兼職の状況：早稲田大学大学院会計研究科 教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、経済学等の専門分野において、早稲田大学・同大学院等において要職を歴任し、同大学院会計研究科長在任中は、同会計研究科の経営にも携わっています。また、規範的経済学の研究等を通じて職業倫理や研究倫理に関する造詣が深く、これらの問題に関する実務的な対応についての経験を有しており、同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任（新任）をお願いするものです。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．監査等委員である社外取締役候補者の金森仁、植松則行、佐々木宏夫の３氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ています。なお、当社の定める社外役員の独立性基準はP25に記載の通りです。
３．当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在すべての社外監査役と責任限定契約を締結しています。第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認されるとともに、藤澤友一氏、酒井弘子氏、金森仁氏、植松則行氏、佐々木宏夫氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、監査等委員である取締役としてその期待される役割を十分発揮できるよう、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次の通りです。

候補者



所有する当社の株式数
0株

渋村（しぶむら）　晴子（はるこ）　1964年12月６日生

社外取締役候補者　独立役員

略歴及び当社における地位・担当

1987年 ４月	千代田生命保険相互会社 入社	2006年10月	株式会社タムラ製作所 コンプライアンス委員会（現CSR経営委員会）委員（現任）
1987年 ８月	財団法人九州大学出版会 入社		
1994年 ４月	弁護士登録（第二東京弁護士会）本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所）入所	2007年 ４月	同社 CSR経営委員会委員（現任）
		2015年 ６月	ニチレキ株式会社 社外監査役（現任）
1999年 ４月	本間合同法律事務所 パートナー弁護士（現任）	2016年 ４月	株式会社タムラ製作所 コンプライアンス特別委員会委員（現任）

重要な兼職の状況： 本間合同法律事務所 パートナー弁護士
ニチレキ株式会社 社外監査役
株式会社タムラ製作所 CSR 経営委員会委員、コンプライアンス特別委員会委員

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

同氏は、弁護士として企業法務に携わり、司法研修所教官を務めるなど、豊富な専門知識と経験を有しています。監査等委員である取締役に就任した場合、その豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映いただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性基準を満たしております。なお、当社の定める社外役員の独立性基準はP25に記載の通りです。
３．渋村晴子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、監査等委員である取締役としてその期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定です。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年６月24日開催の当社第92回定時株主総会において、年額550百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額560百万円以内と定めることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役４名）でありますが、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は５名（うち社外取締役３名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬、第８号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件」に記載の株式報酬及び賞与で構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬のみとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額260百万円以内と定めることといたしたく存じます。

第４号議案「監査等委員である取締役５名選任の件」が原案通り承認可決された場合、監査等委員である取締役は５名（うち社外取締役３名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬のみとします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度による報酬支給の件

当社は、2015年６月17日開催の当社第10期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入することについてご承認をいただき、現在に至っております。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とした業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という）に係る報酬枠を改めて設定いたしたく存じます。

当社は、毎事業年度、本制度に基づく報酬を、本議案により改めて設定される報酬枠内で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に支給させていただきたいと存じます。当該報酬の額・内容等については、下記「本制度に基づく報酬の額・内容等」に記載の通りです。なお、当社は、役員報酬構成において業績連動型報酬の比率をより高めた報酬体系への改定を予定しており、本議案により改めて設定される報酬枠は、当該役員報酬構成の再構築を考慮した額としております。

本議案は、第６号議案でご承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬枠（年額560百万円以内）とは別枠として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬についてご承認をお願いするものです。

なお、第３号議案が原案通り承認可決されますと、本定時株主総会の終結時の本制度の対象となる取締役は２名となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

※2018年３月末日に終了する事業年度以前に業績連動型の株式報酬制度のために設定した信託については、対象者が取締役（社外取締役を除く）から取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に変わりますが実質的には同一であり、その他の点については2015年６月17日開催の当社第10期定時株主総会においてご承認いただきました報酬枠及び内容から変更はありません。なお、本議案をご承認いただいた場合、当社第14期事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）以降に新たに本制度のために設定する信託は本議案の内容に基づくものといたします。

本制度に基づく報酬の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（下記（2）の通り）を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、中期業績目標の達成度等に応じて、当該信託を通じて当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）に当社株式の交付等（下記（4）の通り）がされる株式報酬制度です。

① 本制度の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
② 当社が拠出する金員の上限（下記(2)の通り）	・対象期間（連続する3事業年度）ごとに、その初年度に合計550百万円を上限として拠出
③ 取締役が取得する当社株式数（換価処分の対象となる当社株式の数を含む）の上限（下記(3)の通り）	・対象期間ごとに、550百万円をその初年度6月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値をもって除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨て）を上限とする
④ 本制度が発行済株式の総数に与える影響	・当社株式は、株式市場から取得するため、希薄化は生じない
⑤ 業績連動の仕組み（下記(3)の通り）	・対象期間の最終年度の売上高、コア営業利益率、コアROE※等の各連結業績目標値に対する達成度に基づき0～200%の範囲で変動
⑥ 取締役に対する当社株式の交付等の時期（下記(4)の通り）	・対象期間終了後の6月頃

※ ROE：親会社所有者帰属持分当期純利益率

（2）当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という）を対象として、対象期間ごとに当該対象期間の初年度に合計550百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間約3年間の信託（以下「本信託」という）を設定（「設定」には、既存の信託の信託期間を延長して当該信託を継続利用することを含む。以下、本議案において同じ）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

具体的には、まず、2019年3月末日に終了する事業年度に設定される本信託については、当該事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間の初年度に合計550百万円を上限とする金員を拠出し、信託期間中、取締役に対するポイント（下記（3）の通り）の付与及び当社株式の交付等を行います。

また、当社は、2019年３月末日に終了する事業年度後も毎事業年度、信託期間を約３年間とする新たな本信託を設定することにより、本制度に基づく報酬を取締役に支給することがあります。その場合、新たな各本信託の設定以降の３事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間の初年度に合計550百万円を上限とする金員を拠出し、信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式の交付等を行います。

なお、各本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度に基づく報酬を取締役に支給するために既存の本信託を継続利用することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とし、当社は、当該対象期間ごとに、当該対象期間の初年度に合計550百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式の交付等を継続します。

１年当たりに設定することができる本信託の数は１個とし、毎年本信託を設定した場合には、最大で３個の本信託が併存します。

ご参考までに以上の概要を図示すると、以下の通りです。

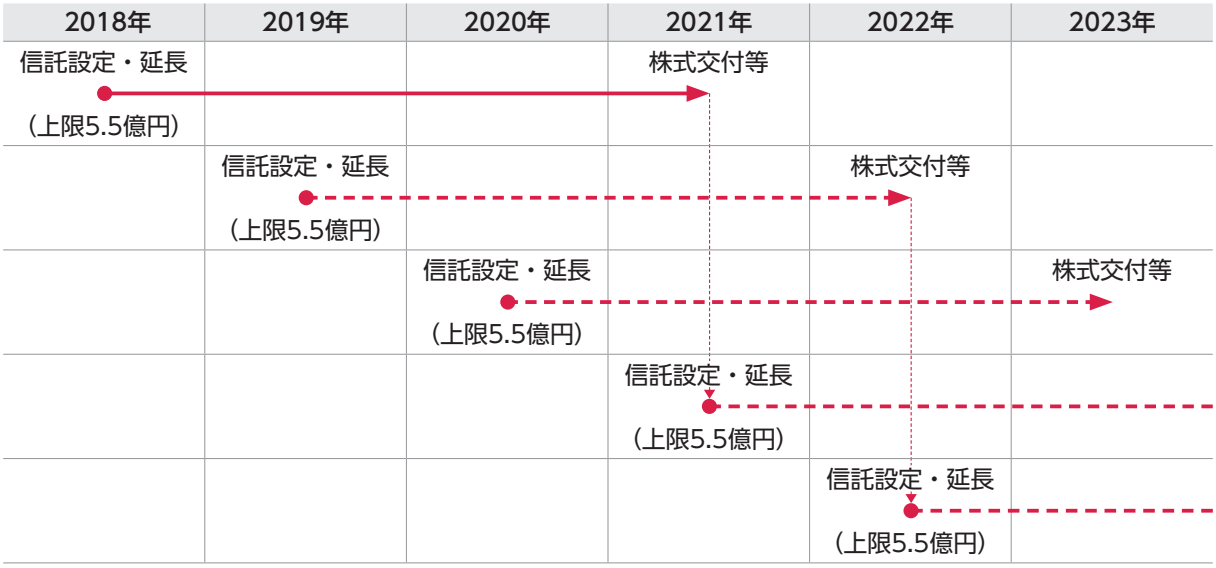

（3）取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

本制度において取締役に対して交付される当社株式の数（下記（4）により換価処分の対象となる当社株式の数を含む）は、一定の算定式に従って、中期業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントにより、1ポイント＝1株として定まります。

まず、本信託が設定された年の7月1日に制度対象者として在任する者には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

（基準ポイントの算定式）

役位別に定める基準金額 ÷ 本信託が設定された年の6月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

※小数点以下の端数は切り捨て

※基準金額の水準は、職務執行の内容や責任のほか、中長期インセンティブプランとして健全に機能するよう他の金銭報酬とのバランス等を考慮して決定します。

本信託の対象期間終了後、初めて到来する6月1日に制度対象者として在任する者は、以下の算定式に従って算出されるポイントに応じた数の当社株式について、本信託から当社株式の交付等を受けるものとします。

基準ポイント×業績連動係数

※小数点以下の端数は切り捨て

※業績連動係数は、各本信託の対象期間の最終年度の売上高、コア営業利益率、コアROE等につき、予め設定する各連結業績目標値に対する達成度に基づき、0～200％の範囲で決定します。業績連動係数は、報酬委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

各本信託の信託期間中、当該本信託により取締役に交付される当社株式の総数（下記（4）により換価処分の対象となる当社株式の数を含む。以下、本議案において同じ）は、550百万円を当該本信託が設定された年（対象期間の初年度）の6月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値をもって除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨て）を上限とします。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は1ポイント当たりに交付される当社株式の数及び当該本信託により取締役に交付される当社株式の総数の上限を合理的な方法により調整します。

（4）取締役に対する当社株式の交付等の方法及び時期

本制度における受益者要件を充足した取締役は、本信託の対象期間終了後、初めて到来する6月頃に、付与されているポイントに対応する当社株式の交付等を受けるものとします。当社株式の交付等とは、取締役が、付与されているポイントに対応する当社株式の数の半数について本信託から株式の交付を受け（ただし、単元未満株式数については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受け）、残りの半数については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることをいいます。

信託期間中に取締役が退任する場合（自己都合により退任する場合及び解任される場合を除く）、当該取締役は、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式の交付等を受けることができます。また、信託期間中に取締役が死亡した場合、原則として当該取締役がその時点で付与されているポイントに対応する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

（5）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（6）その他の本制度の内容等

本制度に関するその他の内容及び詳細等については、本信託設定の都度、当社取締役会で決定します。

第９号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役２名に対し、当期の連結業績等を勘案し、取締役賞与総額124,094,000円を支給させていただきたく存じます。

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者[1]又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
② 当社グループを主要な取引先とする者[2]又はその業務執行者
③ 当社グループの主要な取引先[3]又はその業務執行者
④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[4]を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成[5]を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関[6]又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑧ 当社グループの主要株主[7]又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑪ 過去３年間において上記②から⑩に該当していた者
⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者[8]に限る）の近親者等[9]

*1 業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
*2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の２％を超える者
*3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の２％を超える者
*4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
*5 一定額を超える寄附又は助成とは、過去３事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
*6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の２％を超える金融機関をいう
*7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
*8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
*9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

以　上

1 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

- 当期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）における製薬業界を取り巻く事業環境は、先進国のみならず新興国も含め、各国で実施されている医療費抑制策や新薬承認審査の厳格化等により、依然厳しい状況のもとに推移しました。
- こうした事業環境の中、当社グループは、未だ治療満足度の低い疾患領域において付加価値の高い革新的な新薬を継続的に創出し世界中に提供していくために、研究開発から生産、販売にわたる事業を積極的に推進しました。

1 連結業績の概要

連結業績（コアベース）

当社は、会社の経常的な収益性を示す指標としてコアベースの業績を開示しています。当該コアベースの業績は、フルベースの業績から当社が定める非経常的な項目を調整項目として除外したものです。調整項目には、減損損失、有形固定資産売却損益、リストラクチャリング費用、災害による損失、訴訟等による多額の賠償又は和解費用等のほか、会社が除外すべきと判断する項目が含まれます。

ご参考　コアベースの業績の定義

コアベースの業績とは、フルベースの業績から当社が定める非経常的な項目を調整項目として除外したものです。

連結業績（フルベース）	連結業績（コアベース）
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
研究開発費	
無形資産償却費	
持分法による損益	
	フルベースの営業利益から非経常的な「その他の収益」、「その他の費用」を除外します。（例えば、減損損失やリストラクチャリング費用等がこの中には含まれます）
	コア営業利益
その他の収益	
その他の費用	
営業利益	
金融収益	「金融収益」、「金融費用」の調整（売却可能金融資産の売却損益や減損損失等を除外します）
金融費用	
税引前利益	
法人所得税	
当期純利益	**コア当期純利益**

当期の連結業績（コアベース）は、下表の通り、売上高、コア営業利益、コア当期純利益はいずれも減少しました。

連結業績（コアベース）	当期実績	対前期増減額（増減率）
売上高	13,003 億円	113 億円減（0.9%減）
コア営業利益	2,687 億円	59 億円減（2.1%減）
コア当期純利益	2,043 億円	90 億円減（4.2%減）

❶ 売上高

連結売上高は 1兆3,003億円（前期比0.9%減）となりました。

- 2016年４月に行われたグローバル皮膚科事業の譲渡及び2017年４月に行われた日本における長期収載品16製品の譲渡等の影響により、減収となりました。
- 前立腺がん治療剤XTANDI／イクスタンジ、過活動膀胱（OAB）治療剤ベタニス／ミラベトリック／ベットミガ、免疫抑制剤プログラフ等、主力品の売上は増加しました。

❷ コア営業利益／コア当期純利益

コア営業利益は 2,687 億円（前期比2.1%減）
コア当期純利益は 2,043 億円（同4.2%減）となりました。

- 売上総利益は１兆61億円（同1.5%増）となりました。なお、売上原価率は、グループ間取引における未実現利益消去に伴う為替の影響等を受けた一方で、製品構成の変化等により、前期に比べ1.8ポイント低下し、22.6%となりました。
- 販売費及び一般管理費は、経費の効率的な使用やリソース配分の最適化を推進する一方で、為替による影響等もあり4,783億円（同1.6%増）となりました。
- 研究開発費は、後期開発プロジェクトの進展や新たな領域・技術への投資拡充に伴う費用の増加等により、2,208億円（同6.1%増）となりました。対売上高研究開発費比率は、前期に比べ1.1ポイント上昇し、17.0%となりました。
- 無形資産償却費は、358億円（同0.0%増）となりました。

当期の為替レートは、下表の通りです。これらの結果、前期の為替レートを適用した場合と比べ、売上高においては433億円の増収、コア営業利益においては131億円の増益の影響がありました。

為替レート

期中平均レート	前期	**当期**	増減	期首・期末の変動	前期	**当期**
米ドル／円	108円	**111円**	2円安	米ドル／円	0円高	**6円高**
ユーロ／円	119円	**130円**	11円安	ユーロ／円	8円高	**11円安**

連結業績（フルベース）

当期の連結業績（フルベース）は、下表の通り、売上高、営業利益、税引前利益、当期純利益はいずれも減少しました。

フルベースの業績には、コアベースの業績で除外される「その他の収益」、「その他の費用」（減損損失、為替差損等）、売却可能金融資産の売却益（「金融収益」に計上）等が含まれます。

「その他の費用」として、当社子会社のガニメド ファーマシューティカルズ社（ドイツ）に係る開発プロジェクトの計画見直しや、当社子会社のアジェンシス社（米国）の研究活動終了に伴い、減損損失等を計上しました。また、「その他の収益」として、マイトブリッジ社（米国）の買収の完了に伴い、企業結合に伴う再測定益を計上しました。このほか、為替差損を計上したこと等から、「その他の収益」は119億円（前期：96億円）、「その他の費用」は673億円（前期：233億円）となりました。また、売却可能金融資産の売却益は47億円（前期：213億円）でした。

連結業績（フルベース）	当期実績	対前期増減額	（増減率）
売上高	13,003 億円	113 億円減	（0.9%減）
営業利益	2,133 億円	476 億円減	（18.2%減）
税引前利益	2,181 億円	637 億円減	（22.6%減）
当期純利益	1,647 億円	540 億円減	（24.7%減）
包括利益	1,985 億円	239 億円増	（13.7%増）

主要３領域の売上高

	当期実績	対前期増減額	（増減率）
がん領域フランチャイズ	3,452 億円	374 億円増	（12.2%増）
XTANDI／イクスタンジ	2,943 億円	422 億円増	（16.8%増）
泌尿器 OAB フランチャイズ	2,281 億円	131 億円増	（6.1%増）
ベシケア	1,023 億円	138 億円減	（11.9%減）
ベタニス／ミラベトリック／ベットミガ	1,257 億円	269 億円増	（27.2%増）
移植フランチャイズ	1,985 億円	123 億円増	（6.6%増）

●**がん領域フランチャイズ**

●XTANDI／イクスタンジの売上高は2,943億円（前期比16.8％増）となりました。日本、米州、EMEA*及びアジア・オセアニアの全ての地域で売上が順調に拡大しました。

●**泌尿器OABフランチャイズ**

●ベタニス／ミラベトリック／ベットミガの売上高は1,257億円（同27.2％増）となりました。日本、米州、EMEA及びアジア・オセアニアの全ての地域で売上が増加しました。一方、ベシケアの売上高は1,023億円（同11.9％減）となりました。

●**移植フランチャイズ**

●プログラフの売上高は1,985億円（同6.6％増）となりました。EMEAとアジア・オセアニアで引き続き伸長しました。

●**その他の新製品・主要製品の状況**

●日本市場では、消炎鎮痛剤セレコックス、成人気管支喘息治療剤シムビコート、２型糖尿病治療剤スーグラ、成人関節リウマチ治療剤シムジア等が引き続き成長しました。また、新製品である高コレステロール血症治療剤レパーサ（2016年４月発売）、便秘型過敏性腸症候群治療剤リンゼス（2017年３月発売）の、市場への着実な浸透を図っています。

●米州では、アゾール系抗真菌剤クレセンバの売上が拡大しました。

＊EMEA：欧州、中東及びアフリカ

地域別売上高の状況

地域別の売上高は下表の通りです。日本とEMEAは減少、米州とアジア・オセアニアは増加しました。

このうち日本市場は、2017年４月に行われた長期収載品16製品の譲渡及び同年６月に高血圧治療剤ミカルディスの後発医薬品が発売された影響等により減収となりました。また、EMEAは2016年４月に行われたグローバル皮膚科事業譲渡の影響により減収となりましたが、その影響を除くと増収となりました。

	当期実績		増減率
日本	4,212	億円	12.4％減
うち国内市場売上高	3,834	億円	15.3％減
米州	3,909	百万米ドル	2.7％増
EMEA	2,651	百万ユーロ	4.8％減
アジア・オセアニア	1,020	億円	16.3％増

ご参考 主力製品のご紹介をP66に掲載しております。

2 研究開発その他の状況

当社は、2018年３月期を最終年度とする「経営計画2015－2017」において、「製品価値の最大化」「イノベーションの創出」「Operational Excellenceの追求」の３つを戦略課題として掲げ、中長期にわたる持続的な成長に向けた取り組みを進めてきました。

当期における主な取り組みは以下の通りです。

ご参考 新薬の開発状況をP62からP64に掲載しております。

❶「製品価値の最大化」の取り組み

前立腺がん治療剤XTANDI／イクスタンジを中心とするがん領域フランチャイズ及びベシケアとベタニス／ミラベトリック／ベットミガを合わせた過活動膀胱（OAB）フランチャイズをはじめ、これまでの投資から生まれた製品の着実な育成と価値最大化を図りました。

- 成長ドライバーであるXTANDI／イクスタンジは、2018年３月現在、約70か国で販売されています。販売地域の拡大とともに、化学療法施行歴のない患者層について各国での適応拡大と一層の浸透を図りました。また、より早期の前立腺がん等への適応拡大を目指し、臨床試験を進めました。
- ベタニス／ミラベトリック／ベットミガは、OABの新たな治療選択肢としての評価を得て、2018年３月現在、発売国は約50か国となりました。2019年以降のベシケアの特許期間満了を見据え、ベタニス／ミラベトリック／ベットミガの一層の市場への浸透に注力し、OABフランチャイズ全体の価値最大化を図りました。

これらグローバル製品の価値最大化への取り組みのほか、各地域における主力製品・新製品群にも注力しました。当期における主な新発売等は以下の通りです。

- 高コレステロール血症治療剤レパーサの追加剤形であるレパーサ皮下注420mgオートミニドーザー*を、当社とアムジェン社（米国）の合弁会社であるアステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社が、日本において2018年１月に発売しました。

  *取得した適応症：「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。」

  *保険診療における本剤の使用については、厚生労働省保険局医療課長通知（保医発1215第12号平成29年12月15日）により、留意事項が付されています。
- MSD株式会社が製造販売する２型糖尿病治療剤ジャヌビアと当社が製造販売する２型糖尿病治療剤スーグラの配合剤である２型糖尿病治療配合剤スージャヌ配合錠に関し、2017年11月にMSD株式会社と日本における共同販促契約を締結しました。

❷「イノベーション創出」の取り組み

持続的な成長の源泉となるイノベーションの創出のために、新薬創出力の一層の強化とともに、新たな機会へも積極的に挑戦しました。これまで注力してきた領域に加え、新たな疾患領域である筋疾患や眼科領域、次世代型ワクチンや細胞医療等の新技術や新治療手段に対しても、外部パートナーとの提携機会を活用しながら、イノベーション創出のための投資を行いました。当期における主な取り組みは以下の通りです。

- 2017年４月、国立大学法人京都大学と、京都大学内に先端医療の実現を目指すオープンイノベーションの新たなスキームとしてアライアンス・ステーションを開設し、その枠組みの実施基盤として、京都大学大学院医学研究科に先端医療基盤共同研究講座を設置しました。
- 2017年５月、臨床開発段階のパイプラインの更なる拡充を図るため、オジェダ社（ベルギー）の買収を完了し、当社の完全子会社としました。本買収により、更年期に伴う血管運動神経症状を対象として開発中のNK3受容体拮抗薬fezolinetant（一般名、開発コード：ESN364）を獲得しました。
- 2017年５月、国立大学法人東京大学医科学研究所と、コメ型経口ワクチン「MucoRice」を活用した共同研究の対象範囲を、これまでのコレラ、毒素原性大腸菌に加え、ウイルス性腸管下痢症（例：ノロウィルス）にも拡大する契約を締結しました。さらに同年12月には、東京大学医科学研究所、国立大学法人千葉大学、株式会社朝日工業社と、「MucoRice-CTB」の実用化を目指した共同研究契約を締結しました。
- 2017年10月、田辺三菱製薬株式会社、第一三共株式会社と、オープンイノベーションの一環として、ドラッグリポジショニング化合物ライブラリーを用いた新たな疾患治療薬の探索プログラムJOINUS（ジョイナス）を共同で実施することに合意し、同プログラムを始動しました。
- 2017年10月、当社の再生医療や細胞医療研究の国際的拠点であるアステラス インスティチュート フォー リジェネレイティブ メディシン（米国）が、細胞医療において免疫拒絶を抑えた多能性幹細胞を作製する技術であるユニバーサルドナー細胞技術を有しているユニバーサルセルズ社（米国）と新規の細胞医療について全世界における研究・開発・商業化に関する独占的ライセンス契約を締結しました。さらに2018年２月、当社はユニバーサルセルズ社を買収し、当社の完全子会社としました。
- 未だ有効な治療法が確立されていないミトコンドリア関連疾患領域における共同研究・開発の提携先であったマイトブリッジ社（米国）について、2017年11月、同社との共同研究・開発提携契約に基づき、当社は同社を完全子会社化する独占的オプション権を行使し、2018年１月に同社は当社の完全子会社となりました。
- 2018年２月、国立大学法人鳥取大学と、免疫賦活遺伝子搭載腫瘍溶解性ウイルスの開発・商業化に関する全世界における独占的ライセンス契約を締結しました。

臨床開発においては、より優先度の高いプロジェクトに経営資源を集中することにより、開発のスピードアップを図っています。

- 前立腺がん治療剤XTANDI／イクスタンジ（一般名：エンザルタミド）に関し、2017年９月に、非転移性去勢抵抗性前立腺がん患者を対象とした第Ⅲ相PROSPER試験で、主要評価項目である無転移生存期間の延長が達成されました。本試験のデータに基づき、非転移性去勢抵抗性前立腺がんへの追加適応に関し、欧州及び米国において2018年１月にそれぞれ承認申請を行いました。また、追加剤形として承認申請していたイクスタンジの錠剤に関し、同年２月、「去勢抵抗性前立腺癌」の適応症で日本における承認を取得しました。
- 選択的FLT3／AXL阻害薬ギルテリチニブ（一般名、開発コード：ASP2215）に関し、2017年７月に米国、2018年１月に欧州、同年３月に日本において、オーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）の指定をそれぞれ

受けました。さらに、米国においては2017年10月に、成人の再発又は難治性FLT3遺伝子変異陽性急性骨髄性白血病の治療薬として、ファストトラック指定※を受けました。また、日本及び米国において2018年３月に、同適応症でそれぞれ承認申請を行いました。

※ ファストトラック指定制度は、重篤、又は生命を脅かす恐れのある疾患やアンメットメディカルニーズの高い疾患に対し、治療効果が期待される新薬を米国食品医薬品局（FDA）が優先的に審査する制度です。

その他、当期における主な開発の進展は以下の通りです。

- MSD株式会社が製造販売する選択的DPP-4阻害剤ジャヌビア（一般名：シタグリプチンリン酸塩水和物）と当社が製造販売する選択的SGLT-2阻害剤スーグラ（一般名：イプラグリフロジン　L-プロリン）の配合剤であるスージャヌ配合錠に関し、「２型糖尿病」の適応症について、日本において2017年５月にMSD株式会社が承認申請を行い、2018年３月に同社が承認を取得しました。
- 過活動膀胱（OAB）治療剤コハク酸ソリフェナシン（一般名）5mgへのOAB治療剤ミラベグロン（一般名）の追加併用に関し、米国において2017年６月に承認申請を行いました。
- 経口大環状抗菌剤フィダキソマイシン（一般名）に関し、感染性腸炎（偽膜性大腸炎を含む）の適応症について、日本において2017年７月に承認申請を行いました。
- 高コレステロール血症治療剤レパーサ（一般名：エボロクマブ）に関し、追加剤形であるレパーサ皮下注420mgオートミニドーザーについて、当社とアムジェン社（米国）の合弁会社であるアステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社が、日本において2017年８月に承認を取得しました。
- 便秘型過敏性腸症候群治療剤リンゼス（一般名：リナクロチド）に関し、慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）の追加適応症について、日本において2017年９月に承認申請を行いました。
- 前立腺がん治療剤ゴナックス（一般名：デガレリクス酢酸塩）に関し、日本において2017年11月に追加剤形として12週間徐放性製剤の承認申請を行いました。
- CD19とCD3に二重特異性を有するT細胞誘導抗体製剤ブリナツモマブ（遺伝子組換え）（一般名、開発コード：AMG 103）に関し、アステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社が、日本において2018年１月に再発又は難治性のB細胞性急性リンパ性白血病の治療薬として承認申請を行いました。
- ２型糖尿病治療剤スーグラ（一般名：イプラグリフロジン　L-プロリン）に関し、日本において2018年１月に１型糖尿病の適応追加の承認申請を行いました。
- ムスカリン受容体拮抗剤コハク酸ソリフェナシン（一般名、開発コード：YM905）経口懸濁液に関し、２歳から18歳以下の小児患者における神経因性排尿筋過活動の治療薬として、欧州において2018年２月に承認を取得しました。
- 抗体－薬物複合体enfortumab vedotin（一般名、開発コード：ASG-22ME）に関し、米国において2018年３月に、チェックポイント阻害剤による治療歴のある局所進行性又は転移性尿路上皮がん患者の治療に対して、ブレークスルーセラピー（重篤な疾患に対する治療薬の開発と審査の迅速化のための制度の適用）指定を受けました。

なお、ファイザー社（米国）と共同で進めていたエンザルタミド（一般名、開発コード：MDV3100）の進行性トリプルネガティブ乳がんを対象とした開発、及び上皮成長因子受容体（EGFR）変異選択的チロシンキナーゼ阻害剤ナコチニブ（一般名、開発コード：ASP8273）の非小細胞肺がんを対象とした開発について、2017年７月にそれぞれ中止を公表しました。

また、バイカル社（米国）とのサイトメガロウイルス血症予防ワクチンに関する技術導入契約について、2018年２月に当社が解約権を行使したため、同年８月に終了する予定です。

❸「Operational Excellenceの追求」の取り組み

経営基盤強化のため、成長や競争優位につながる領域へ積極的に投資する一方で、非成長領域の投資は縮小するなど、経営資源配分の最適化に継続的に取り組みました。また、環境変化にしなやかに対応できる組織・仕組みを構築しながら、戦略的にパートナリングやアウトソーシングを推進するなど、オペレーションの一層の高質化・効率化を図りました。当期における主な取り組みは以下の通りです。

- 2017年４月、日本における長期収載品16製品の国内の製造販売承認、国内外第三者への原薬バルク供給及びロイヤリティビジネスのLTLファーマ株式会社への資産譲渡契約が発効し、当期において、複数の製品について、同社に製造販売承認が承継され、販売移管されました。
- 2017年４月、日本、米州、EMEA*、アジア・オセアニアの各地域の法務機能及び知的財産関連機能をグローバルに統括する「法務機能」、「知的財産機能」を新設しました。
- 2017年10月、アトピー性皮膚炎治療剤プロトピックの日本における製造販売承認をマルホ株式会社に承継しました。
- 当社連結子会社であるアジェンシス社（米国）の研究活動を2018年３月までに終了しました。がん領域での研究において、抗体-薬物複合体研究への投資を縮小し、新技術や新治療手段への投資を拡大することで、がん領域戦略を更に発展させていきます。
- 運営管理業務のアウトソーシングによる効率化促進の取り組みの一環として、2018年３月、当社及び国内子会社の運営管理業務を担っていた子会社のアステラスビジネスサービス株式会社の清算を完了しました。

*EMEA：欧州、中東及びアフリカ

3 CSRの取り組みに関する現況

CSR（=Corporate Social Responsibility）：企業の社会的責任

企業の意思決定や活動は、社会や環境に何らかの影響を及ぼします。その影響に対して企業が担う責任が「企業の社会的責任（CSR）」であると、当社は考えます。満たされていない医療ニーズに応える医薬品を提供し人々の健康に貢献すること、また事業活動において環境負荷を低減することなど、製薬会社としての社会的責任を果たすことにより、当社は社会の持続可能性向上に貢献しています。その結果として、アステラスという企業及びその製品に対する社会からの信頼を獲得し、それがアステラスの持続可能性も向上させるものと考えます。

このような考えのもと、当社は、社会及びアステラスにとっての価値を創造又は保全するCSR活動を推進しています。具体的な活動の一つとして、当社では、世界の保健医療において適切な治療方法が存在しないこと、貧困、保健システムの不備、保健医療に関する情報不足が理由で必要な医療を受けることが困難な状態を保健医療へのアクセス（Access to Health）課題と捉え、その解決に向けた取り組みを進めています。結核、マラリア、顧みられない熱帯病に関する創薬共同研究、コレラ、毒素原性大腸菌等を対象とする経口コメ型ワクチン「MucoRice」に関する共同研究等に加え、低所得国や低中所得国における非感染性疾患の予防、診断及び治療へのアクセス向上を目的としたグローバルな取り組み（Access Accelerated）にも参画しています。

ご参考 CSRトピックスをP65に掲載しております。

アステラスと社会の関わり

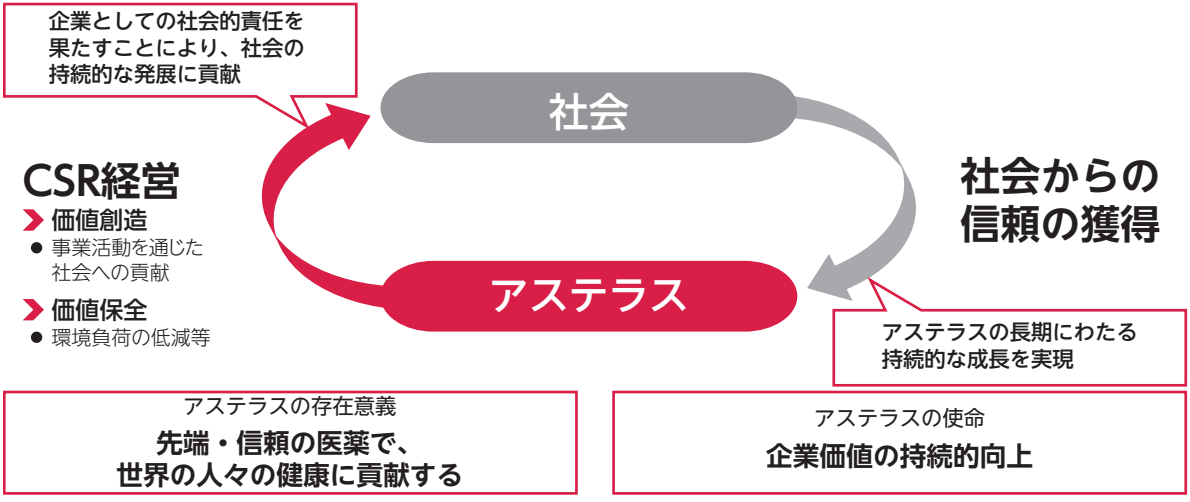

（2）財産及び損益の状況の推移

区　分		第 10 期 (2014 年度)	第 11 期 (2015 年度)	第 12 期 (2016 年度) (前期)	第 13 期 (2017 年度) (当期)
売上高	(億円)	12,473	13,727	13,117	13,003
営業利益	(億円)	1,857	2,490	2,608	2,133
税引前利益	(億円)	1,897	2,618	2,818	2,181
当期純利益	(億円)	1,359	1,937	2,187	1,647
基本的１株当たり当期純利益	(円)	61.50	89.75	103.69	81.11
親会社所有者帰属持分当期純利益率 (ROE)	(%)	10.5	15.0	17.3	13.0
資産合計	(億円)	17,936	17,993	18,141	18,582
親会社の所有者に帰属する持分	(億円)	13,179	12,592	12,718	12,683
研究開発費	(億円)	2,066	2,257	2,081	2,208
対売上高研究開発費比率	(%)	16.6	16.4	15.9	17.0

(注) 1．第12期（前期）において暫定的に行われた企業結合に係る会計処理を第13期（当期）において確定し、暫定的に測定された公正価値の修正を行いました。そのため、第12期（前期）の資産合計額を修正しています。
2．会社計算規則第120条第１項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しています。
3．基本的１株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出し、小数第３位以下を四捨五入して表示しています。
4．ROE=Return On Equity

（3）設備投資の状況

当期は、研究設備・機器類及び生産設備・機器類等の増強及び更新を行っています。

＜設備投資額＞

第 12 期（前期）	第 13 期（当期）	前期比増減額（率）
239 億円	241 億円	2 億円増 (0.9%増)

（4）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（5）対処すべき課題

製薬産業を取り巻く環境は、大きく変化し続けています。増大する医療費の抑制は各国共通の課題となっており、保険者の影響力の高まりや後発医薬品の使用促進等の動きが加速しています。他方、治療満足度の低い疾患は依然として数多く存在しており、革新的な医薬品が待ち望まれています。

このような環境のもと、当社はVISIONにおいて、持続的な成長を実現していくために、どこで価値を生み出し、どのように行動すべきかを示しています。当社が強みを有する新薬ビジネスを核として、「変化する医療の最先端に立ち、科学の進歩を患者さんの価値に変えていく」取り組みを進めていきます。

1 持続的な成長に向けた取り組み

当社の強みを活かし、患者さんへ価値を届ける取り組みと、新たな価値を創出していく取り組みを継続的に推進していきます。今後、2019年から2020年にかけて当社が直面する主力製品の特許期間満了による影響を克服し、持続的な成長を実現するため、これまで取り組んできた、製品価値の最大化とOperational Excellenceの更なる追求が、引き続き重要な戦略目標になります。また、革新的な医薬品を生み出し続けていくために、より多面的な視点で当社が注力していく領域を選定していきます。さらに、長期的な成長のために、当社の強みを活かし、新薬ビジネス以外での成長機会も積極的に探索していきます。

❶ 製品価値の最大化とOperational Excellenceの更なる追求

各地域において引き続き成長を期待している重要な製品は、XTANDI／イクスタンジや、ベタニス／ミラベトリック／ベットミガです。これらの製品の価値最大化に加え、将来の成長を支える重点後期開発品に優先的に経営資源を振り向けていきます。また、経営基盤の更なる強化を目指し、組織体制の効率化を図るとともに、先端技術も活用しながらOperational Excellenceを追求することで、成長投資に必要な原資を確保します。

❷ 革新的医薬品の創出に向けた注力領域の特定

当社ではアンメットメディカルニーズの高い疾患領域を重点研究領域に設定し、新薬の創出に取り組んできました。今後、一層の革新的な医薬品の創出に向け、疾患領域の観点からだけでなく、生物学の進歩による病気の解明や、新しい治療手段、基盤技術等の多面的な観点から、新たに注力する領域を絞り込み重点的に研究開発活動を行っていきます。

❸ 新薬ビジネス以外での成長機会の探索

長期にわたる成長を遂げていくために、当社が新薬ビジネスで培ってきた強みやノウハウを活用して、デジタル治療や診断薬等の医療ソリューションの創出を目指した取り組みを進めています。2018年４月には、

Rx+事業創成部を設立し、今後、同部を中心に外部提携機会の探索やこれまで試験的に取り組んできたプログラム等を推進していきます。

2 株主還元方針

当社は、企業価値の持続的向上に努めるとともに、株主還元にも積極的に取り組んでおります。成長を実現するための事業投資を優先しながら、配当については、連結ベースでの中長期的な利益成長に基づき、安定的かつ持続的な向上に努めるとともに、自己株式取得を必要に応じて機動的に実施し、資本効率と還元水準のさらなる向上を図ります。

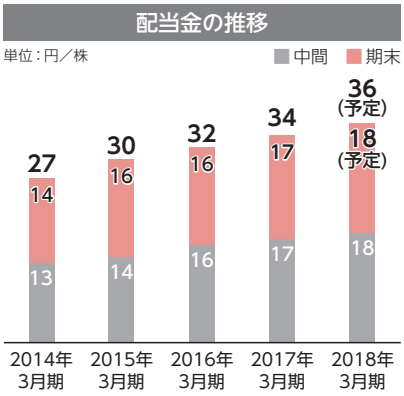

（注） 当社は、2014年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しました。グラフの2014年３月期の配当実績につきましては、2014年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

3 グローバル経営体制の強化

当社グループは、以下のような経営体制を構築しています。今後もグローバルでの経営体制の強化に取り組んでいきます。

- 当社グループ全体の経営上の重要事項を協議する機関として、代表取締役社長が議長を務めるエグゼクティブ・コミッティを設置しています。
- より迅速かつ的確な意思決定を可能とする最適な経営体制を構築するため、研究、メディカル・開発、製薬技術の各部門／機能については機能軸をベースとしてグローバルにマネジメントを行い、営業部門については地域毎にマネジメントを行う「マトリックスマネジメント」を推進しています。
- スタッフ機能についてもグローバルでのマネジメント機能の強化を図っています。その取り組みの一環として、2017年４月に各地域にある法務機能、知的財産関連機能をグローバルに統括する「法務機能」、「知的財産機能」を新設したほか、2018年４月には各地域や部門・機能にあるファイナンス機能、人事機能、監査機能をグローバルに統括する「ファイナンス機能」、「人事機能」、「監査機能」をそれぞれ新設しました。
- 当社は、業務がより適切に行える体制を整えるため、部門横断で構成される各種委員会等を設置しています。こうした委員会等としては、会社情報の開示等に関する事項の協議を行う情報開示委員会をはじめ、社会的責任を果たすうえで重要な活動（環境、安全衛生、社会貢献活動等）に関する方針、計画等を協議するCSR委員会、製品のベネフィット・リスク情報及びその対応方法について協議するグローバルベネフィット・リスク委員会、グローバルなコンプライアンスの方針・計画等について協議を行うグローバル・コンプライアンス委員会並びにグローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図るグローバルリスク管理事務局があります。

（注）当社及び国内グループ会社の経営管理上の重要事項を協議する機関として設置していた経営管理会議については、組織のグローバル化に伴いその役割が縮小したことから2018年３月末をもって廃止しました。

<グループ経営体制>

(2018年4月1日現在)

トップマネジメント		担当部門／機能
代表取締役社長	安川　健司	研究本部、製薬技術本部、米州事業、アジア・オセアニア事業本部、欧州・中東・アフリカ事業、営業本部、監査機能、渉外部、マーケティング戦略機能、品質保証機能
財務担当役員	武田　睦史	ファイナンス機能、情報システム機能、リアルワールドインフォマティクス機能、広報部、調達部
経営管理・コンプライアンス担当役員	櫻井　文昭	エシックス&コンプライアンス機能、人事機能、医療政策部、総務部、秘書部
法務担当役員	Linda Friedman	知的財産機能、法務機能
メディカル担当役員	Bernie Zeiher	開発機能、薬事監査機能、メディカルアフェアーズ機能、ファーマコヴィジランス機能、薬事機能
経営戦略担当役員	岡村　直樹	事業開発機能、経営企画部、製品戦略部、Rx+事業創成部

エグゼクティブ・コミッティ常任メンバー	
代表取締役社長	安川　健司
財務担当役員	武田　睦史
経営管理・コンプライアンス担当役員	櫻井　文昭
法務担当役員	Linda Friedman
メディカル担当役員	Bernie Zeiher
経営戦略担当役員	岡村　直樹

エグゼクティブ・コミッティ拡大メンバー	
米州事業長	Percival Barretto-Ko
アジア・オセアニア事業本部長	黒田　昌利
欧州・中東・アフリカ事業長	松井　幸郎
営業本部長	田中　信朗
研究本部長	岩井　晃彦
製薬技術本部長	松田　充功

（6）主要な事業内容（2018年３月31日現在）

医薬品の研究、開発、製造及び販売

（7）主要な事業所及び工場（2018年３月31日現在）

名称及び所在地		
国内	本社（本店）	東京都中央区日本橋本町二丁目５番１号
	営業拠点	札幌支店（北海道）、東北支店（宮城県）、関越支店（東京都）、埼玉支店（埼玉県）、千葉支店（千葉県）、東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、京都支店（京都府）、大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、中国支店（広島県）、四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）
	研究拠点	つくば研究センター（茨城県）、つくばバイオ研究センター（茨城県）、高萩合成研究センター（茨城県）、焼津製剤研究センター（静岡県）、京都朱雀事業所*（京都府）
	生産拠点*	高萩技術センター（茨城県）、富山技術センター（富山県）、 富山技術センター高岡工場（富山県）、焼津技術センター（静岡県）、西根工場（岩手県）
海外	営業拠点*	米　州：米国、カナダ、ブラジル　ほか EMEA**：ドイツ、フランス、スペイン、ロシア、英国　ほか アジア・オセアニア：中国、韓国、台湾　ほか
	研究拠点*	米国、オランダ***
	生産拠点*	アイルランド、オランダ、中国

*子会社における拠点　**欧州、中東及びアフリカ

***ガニメド ファーマシューティカルズ社（ドイツ）の買収（2016年12月）後、同社の研究活動は当社及び他のグループ会社が引き継ぎ、同社は研究活動を終了しました。

（8）重要な子会社の状況（2018年３月31日現在）

1 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
アステラス US LLC	−	100.0*	医薬品事業（米州本社機能）
アステラス ファーマ US, Inc.	10 米ドル	100.0*	医薬品事業（販売）
アステラス ファーマ ヨーロッパ Ltd.	139 百万ユーロ	100.0*	医薬品事業（EMEA** 本社機能）
アステラス ファーマ GmbH	14 百万ユーロ	100.0*	医薬品事業（販売）
アステラス製薬（中国）有限公司	299 百万元	100.0	医薬品事業（製造、販売）
アステラス ファーマ グローバル ディベロップメント Inc.	10 米ドル	100.0*	医薬品事業（開発本社機能）
アステラス アイルランド Co., Ltd.	3 百万ユーロ	100.0*	医薬品事業（製造、販売）
アステラス ファーマ テック株式会社	1 百万円	100.0	医薬品事業（製造）

*間接保有の株式を含む　**欧州、中東及びアフリカ

（注）当期末における当社の連結子会社は、上記の８社を含む83社、持分法適用会社は８社となっております。

2 特定完全子会社の状況

該当する子会社はありません。

（9）重要な組織再編等

- 日本における長期収載品16製品の国内の製造販売承認、国内外第三者への原薬バルク供給及びロイヤリティビジネスのLTLファーマ株式会社への譲渡に関し、2017年４月に資産譲渡契約で定められた条件が満たされ資産売買が成立しました。
- 当社は、2017年５月にオジェダ社（ベルギー）の買収を完了し、同社は当社の完全子会社となりました。
- 当社は、2017年11月にマイトブリッジ社（米国）とのミトコンドリア関連疾患領域における共同研究・開発に関する提携契約に基づき、同社を完全子会社化するオプション権を行使しました。2018年１月に買収を完了し、同社は当社の完全子会社となりました。
- 当社は、2018年２月に細胞医療分野において、独自技術であるユニバーサルドナー細胞技術を有するユニバーサルセルズ社（米国）の買収を完了し、同社は当社の完全子会社となりました。
- 当社は、2018年３月、当社及び国内子会社の運営管理業務を担っていた子会社のアステラスビジネスサービス株式会社の清算を完了しました。

（10）重要な技術提携等の状況（2018年３月31日現在）

1 技術導入契約

相手先	国名	技術の種類
ファイザー社	米国	アトルバスタチン（リピトール）に関する技術 セレコキシブ（セレコックス）に関する技術
アストラゼネカ社	英国	フマル酸クエチアピン（セロクエル）に関する技術
EAファーマ株式会社	日本	ナテグリニド（スターシス）に関する技術
フィブロジェン社	米国	YM311（FG-2216）、ロキサデュスタット及びこれらと同様の作用機序を有する経口貧血治療剤に関する技術
アーバー社	米国	ガバペンチン エナカルビル（レグナイト）に関する技術
フェリング社	スイス	デガレリクス（ゴナックス）に関する技術
富山化学工業株式会社	日本	ガレノキサシン（ジェニナック）に関する技術
イリプサ社	米国	ビキサロマー（キックリン）に関する技術
協和発酵キリン株式会社	日本	抗CD40抗体に関する技術
ゼリア新薬工業株式会社	日本	アコチアミド（アコファイド）に関する技術
リジェネロン社	米国	ベロシイミューン・マウスに関する技術
メディベーション社	米国	エンザルタミド（XTANDI）に関する技術
アイアンウッド社	米国	リナクロチド（リンゼス）に関する技術
バシリア ファーマシューティカ インターナショナル社	スイス	isavuconazonium sulfate（クレセンバ）に関する技術
バイカル社	米国	サイトメガロウイルス血症予防ワクチンに関する技術
ユーシービー社	ベルギー	セルトリズマブ ペゴル（シムジア）に関する技術
アムジェン社	米国	エボロクマブ（レパーサ）、ロモソズマブ及びブリナツモマブに関する技術
サイトキネティックス社	米国	骨格筋活性化剤に関する技術
プロテオスタシス社	米国	小胞体ストレス応答調節治療薬に関する技術
イミュノミック セラピューティクス社	米国	ASP4070に関する技術 LAMP-vax製品に関する技術
クロモセル社	米国	CC8464及びバックアップ開発候補化合物に関する技術

相　手　先	国　　名	技　術　の　種　類
アフィニバックス社	米　　国	肺炎球菌起因疾患ワクチンに関する技術
メルク社	米　　国	フィダキソマイシン（ディフィクリア）に関する技術
トルマー社	米　　国	エリガードに関する技術
ギリアード サイエンシズ社	米　　国	アンフォテリシンB（アンビソーム）に関する技術
ギリアード パロアルト社	米　　国	レガデノソン（レキスキャン）に関する技術
シアトルジェネティクス社	米　　国	抗体－薬物複合体（ADC）に関する技術
アンブレックス社	米　　国	新規抗体－薬物複合体（ADC）に関する技術

（注）バイカル社（米国）とのサイトメガロウイルス血症予防ワクチンに関する技術導入契約は、2018年２月に当社が解約権を行使したため、同年８月に終了する予定です。

2 技術導出契約

相　手　先	国　　名	技　術　の　種　類
ベーリンガーインゲルハイム社	ド　イ　ツ	塩酸タムスロシンOCAS製剤に関する技術
セファロン社	米　　国	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
ムンディファーマ社	英　　国	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
シンバイオ製薬株式会社	日　　本	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
シラグGmbHインターナショナル社	ス　イ　ス	ベンダムスチン塩酸塩に関する技術
エフ ホフマン-ラ ロッシュ社	ス　イ　ス	エルロチニブに関する技術

3 取引契約

相　手　先	国　　名	契　約　内　容
トーアエイヨー株式会社	日　　本	同社の医薬品の販売契約
東レ株式会社	日　　本	同社のドルナーの販売契約
サノフィ株式会社	日　　本	同社のマイスリーの販売契約
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日　　本	同社のミカルディスの販売契約（ミコンビ、ミカムロ等を含む）
アストラゼネカ社	スウェーデン	同社のシムビコートの販売及び共同販促契約

相　手　先	国　　名	契　約　内　容
株式会社三和化学研究所	日　　本	同社のアーガメイトの販売及び共同販促契約 当社のキックリンの共同販促契約
寿製薬株式会社	日　　本	当社及び同社のスーグラの日本国内事業提携契約
ジェネンティック社	米　　国	当社のタルセバの共同開発及び共同事業化契約
MSDインターナショナル社	ス イ ス	当社及び同社のスージャヌ配合錠の日本における共同開発及び共同商業化に関する基本契約
MSD株式会社	日　　本	当社及びMSDインターナショナル社のスージャヌ配合錠の日本における共同販促契約

（注）1．マルホ株式会社（日本）とのプロトピック軟膏の日本におけるプロモーション委託及び独占的販売権許諾契約を終了しました。
2．MSD株式会社（日本）との当社及び寿製薬株式会社のスーグラの共同販促契約を終了しました。
3．日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（日本）とのミカルディスの日本における販売契約（ミコンビ、ミカムロ等を含む）の契約期間を2020年３月31日まで２年間延長しました。

4 その他の提携契約

相　手　先	国　　名	契　約　内　容
クリアパス デベロップメント社	米　　国	同社との戦略的提携に基づき、感染症領域におけるワクチンのポートフォリオを構築
ポテンザ社	米　　国	当社は、同社とがん免疫領域における共同研究・開発を実施し、提携期間終了時に同社を一定の条件で買い取る独占的な権利を保有
レオ ファーマ社	デンマーク	グローバル皮膚科事業を同社へ譲渡する契約に基づき、当社は同事業の移管が完了するまで対象製品の供給を継続
LTLファーマ株式会社	日　　本	長期収載品16製品の国内製造販売承認及び国内外第三者への原薬・バルク供給及びロイヤリティビジネスを同社に譲渡する契約に基づき、当社は同事業の移管が完了するまで対象製品の供給を継続

（注）1．マイトブリッジ社（米国）とのミトコンドリア関連疾患領域における共同研究・開発に関する提携契約に基づき、同社を完全子会社化するオプション権を行使し、同社を当社の完全子会社としました。
2．カンヨス社（米国）との自己免疫疾患治療薬に関する研究開発提携契約を終了しました。

（11）重要な訴訟等

患者支援財団政府調査

2016年３月及び2017年８月に、当社の米国子会社アステラス ファーマ US, Inc.は、米国司法省を代理する米国マサチューセッツ州ボストンの米国連邦検察局より、米国における患者支援財団への寄付等、アステラス ファーマ US, Inc.の患者支援プログラムに関し、文書等の提出を求める召喚令状を受領しました。アステラス ファーマ US, Inc.は、現在この令状に対する回答を行っており、調査に協力していきます。現時点では、本調査の進捗や結果、又は当社の財務状況や業績への影響は予測又は算定することができません。

（12）従業員の状況（2018年３月31日現在）

グループ従業員数	前期末比増減
16,617 名	585 名減

（13）主要な借入先（2018年３月31日現在）

該当する事項はありません。

（14）当社グループの現況に関するその他の重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の現況に関する事項 (2018年３月31日現在)

(１) 株式に関する事項*

1	発行可能株式総数	9,000,000,000株
2	発行済株式の総数	2,068,823,175株 (自己株式91,373,232株を含む)
3	株主数	112,028名

4 上位10名の株主

株　主　名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	175,020	8.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	118,200	5.97
日本生命保険相互会社	64,486	3.26
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　３８５６３２	48,939	2.47
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　５０５２３４	43,534	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口５)	39,273	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口７)	38,925	1.96
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	37,620	1.90
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　３８５１４７	32,201	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口１)	29,175	1.47

(注) １．当社は、自己株式91,373,232株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めていません。
２．持株比率は発行済株式 (自己株式を除く) の総数 (1,977,449,943株) に対する割合として算出し、小数第３位以下を切り捨てて表示しています。

5 株式に関するその他の重要な事項

当期に実施した市場買付けによる自己株式の取得及び消却は以下の通りです。

取得株式数: 8,887万株 (取得価格の総額1,299億円)
消却株式数: 8,500万株 (消却日2017年５月31日)
(注) 表示単位未満は切り捨てています。

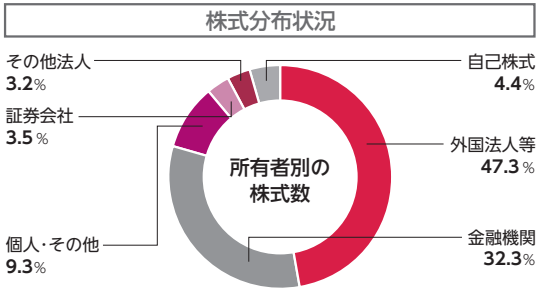

＊自己株式には、役員報酬BIP信託の所有する当社株式は含まれていません。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制

1.　基本的な考え方

当社は、先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献することを存在意義とし、企業価値の持続的向上のため、すべてのステークホルダーから選ばれ、信頼されることを目指しています。この経営理念を踏まえ、下記の観点から、コーポレートガバナンスの実効性を確保・強化するよう努めます。

1）経営の透明性・妥当性・機動性の確保

2）株主に対する受託者責任と説明責任の履行及びすべてのステークホルダーとの適切な協働

なお、当社がコーポレートガバナンスの実効性を確保・強化するにあたり、遵守すべき基本的な考え方及び基本方針を明示するものとして、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、以下の当社ウェブサイトで公開しております。

https://www.astellas.com/jp/corporate/pdf/governance_guideline.pdf

2.　当社のコーポレートガバナンス体制の概要

当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下の通りです。

- 監査役会設置会社を選択し、取締役会及び監査役会はそれぞれ過半数を社外取締役及び社外監査役で構成します。
- 取締役会は、主として業務執行の監督機能を果たすとともに、重要な業務執行の決定を行います。
- 業務執行に関わる体制として、当社グループ全体の経営上の重要事項を協議するエグゼクティブ・コミッティを設置するとともに、部門及び機能を管掌する担当役員を選任します。上記会議体、社長及び担当役員の業務執行の責任と権限の所在は決裁権限規程を制定して明確にします。
- 取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置します。

（2018年４月１日現在）

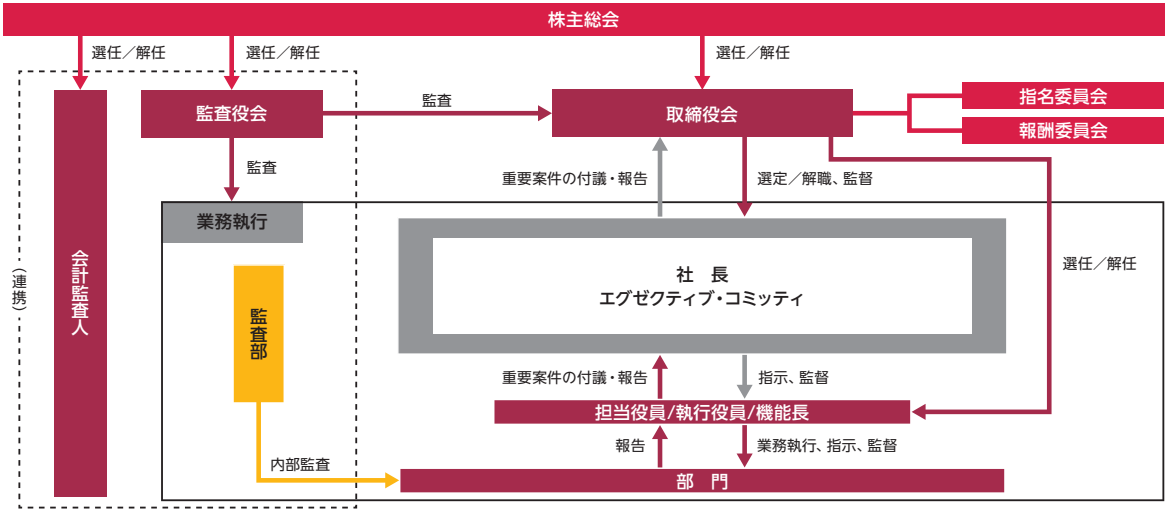

（注）当社及び国内グループ会社の経営管理上の重要事項を協議する機関として設置していた経営管理会議については、組織のグローバル化に伴いその役割が縮小したことから2018年３月末をもって廃止しました。

3.　取締役/取締役会

取締役は株主総会において選任され、その任期を１年としています。取締役会は、原則として毎月１回開催され、議長は取締役会長が務めます（取締役会長に事故あるとき又は欠員のときは、取締役会規程に定める順序により、他の取締役が務めます）。

取締役会は、主として業務執行の監督機能を果たすとともに、重要な業務執行の決定を行い、経営の透明性・妥当性・機動性を確保しています。取締役会は、専門性・経験等の観点から、その多様性とバランスを考慮の上、機動性が確保できる適正な規模の取締役数で構成されています。なお、取締役会は、より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、その過半数を社外取締役で構成しています。2018年３月31日時点において、取締役会は６名で構成され、その過半数である４名は独立性の高い社外取締役です。

取締役会全体の実効性を一層向上させていくため、各取締役の自己評価等の方法により、毎年、取締役会全体の実効性について取締役会としての分析・評価を行い、その結果の概要を開示しています。

4.　指名委員会/報酬委員会

当社は、役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しています。指名委員会及び報酬委員会は、取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。

＜指名委員会の役割＞

取締役、監査役及び担当役員等の選任・解任等に関する事項について協議し、その結果を取締役会へ具申します。

＜報酬委員会の役割＞

取締役及び担当役員等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益に関する事項について協議し、その結果を取締役会へ具申します。

5.　監査役/監査役会

監査役は株主総会において選任され、その任期を４年としています。監査役会は、原則として毎月１回開催されています。

監査役は、取締役の職務の執行を監査することにより、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の確立に貢献しています。監査役会は、監査役監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であり、必要に応じて取締役又は取締役会に対し監査役会の意見を表明します。ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げることはできません。

監査役会は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、その過半数を社外監査役で構成しています。2018年３月31日時点において、監査役会は５名で構成され、その過半数である３名は独立性の高い社外監査役です。

（3）役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑　中　好　彦	
代表取締役副社長	安　川　健　司	経営戦略・販売統括担当
取　締　役	岡　島　悦　子	株式会社プロノバ 代表取締役社長 株式会社丸井グループ 社外取締役 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 株式会社リンクアンドモチベーション 社外取締役
取　締　役	相　澤　好　治	北里大学 名誉教授
取　締　役	関　山　　護	丸紅株式会社 顧問
取　締　役	山　上　圭　子	東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士
常勤監査役	藤　澤　友　一	
常勤監査役	酒　井　弘　子	
監　査　役	岡　　俊　子	株式会社岡＆カンパニー 代表取締役 株式会社ハピネット 社外監査役 三菱商事株式会社 社外取締役 日立金属株式会社 社外取締役
監　査　役	金　森　　仁	山王法律事務所 パートナー
監　査　役	植　松　則　行	植松公認会計士事務所 所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長 株式会社鎌倉新書 社外取締役・監査等委員

（注）1．2018年４月１日付でグループ経営体制を変更しており、その内容はP39に記載の通りです。
2．取締役の岡島悦子氏、相澤好治氏、関山護氏、山上圭子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3．監査役の岡俊子氏、金森仁氏、植松則行氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
4．監査役に関する特記事項は次の通りです。
岡俊子氏は、長年、M&Aに関わるコンサルティング等の業務に従事し、現在は株式会社岡＆カンパニーの代表取締役を務める傍ら、明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科において兼任講師としてM&A等についての教鞭をとるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
植松則行氏は、長年、公認会計士及びコンサルタントとしてM&Aに関わるコンサルティング等の業務に従事し、現在は、植松公認会計士事務所 所長、有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長を務める傍ら、早稲田大学大学院経営管理研究科で教鞭をとるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5．安川健司氏、関山護氏、山上圭子氏は当期中に取締役に就任いたしました。（2017年６月19日就任）
6．御代川善朗氏、加瀬豊氏、安田博延氏は当期中に取締役を退任いたしました。（2017年６月19日退任）

2 取締役及び監査役の報酬等

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能となり、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しています。報酬水準の設定には、外部専門会社の調査データを活用するなど、より客観性を高めるよう努めています。

社内取締役の報酬等は、企業業績と企業価値の持続的向上に資することを基本として、定額の基本報酬、賞与及び株式報酬で構成し、業績との適切な連動を図ります。また、社外取締役、監査役(社外監査役を含む)の報酬等は、定額での基本報酬のみとします。各取締役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会決議により決定し、各監査役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査役の協議により決定します。なお、取締役の報酬等については、報酬委員会にて協議することで、審議プロセスの透明性と客観性を高めます。

当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額につきましては以下の通りです。

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の人数(名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	358	159	124	74	3
社外取締役	58	58	—	—	6
計	415	217	124	74	9
監査役(社外監査役を除く)	88	88	—	—	2
社外監査役	43	43	—	—	3
計	131	131	—	—	5

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月24日開催の当社第92回定時株主総会において年額550百万円(ただし使用人分給与は含まない)と決議されています。ただし、株主総会にて支給額又は報酬上限額が別に決議された賞与及び株式報酬を除きます。
2. 監査役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の当社第76回定時株主総会において年額150百万円と決議されています。
3. 上記の基本報酬及び株式報酬には、2017年6月19日開催の当社第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外2名)への支給額を含んでいます。
4. 上記の賞与は、基本報酬(年額)とは別に、当社第13期定時株主総会に付議予定の「取締役賞与支給の件」が原案通り承認可決されることを条件として支払う予定の額です。
5. 企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、企業業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い中長期インセンティブ報酬制度として、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みによる業績連動型株式報酬制度(株式報酬)を導入しており、連続する3事業年度を一つの対象期間として、毎年、各対象期間の初年度に、役員報酬BIP信託に取締役への報酬として拠出する限度額は、2015年6月17日開催の当社第10期定時株主総会において350百万円と決議されています。なお、上記の株式報酬は、日本基準により当期に費用計上した金額を記載しています。

3 社外取締役に関する事項

❶ 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係

氏　名	重要な兼職の状況
岡　島　悦　子	株式会社プロノバ 代表取締役社長 株式会社丸井グループ 社外取締役 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 株式会社リンクアンドモチベーション 社外取締役
相　澤　好　治	北里大学 名誉教授
関　山　　護	丸紅株式会社 顧問
山　上　圭　子	東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士

（注）上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

❷ 取締役会での活動状況

氏　名	活　動　状　況
岡　島　悦　子	当期において開催された取締役会17回のうち16回に出席し、経営者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
相　澤　好　治	当期において開催された取締役会17回のうち16回に出席し、医学者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
関　山　　護	当期において取締役就任後に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、経営者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
山　上　圭　子	当期において取締役就任後に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての豊富な経験を活かして発言をしています。

❸ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在すべての社外取締役と責任限定契約を締結しています。

4 社外監査役に関する事項

❶ 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏　名	重要な兼職の状況
岡　　俊　子	株式会社岡＆カンパニー 代表取締役 株式会社ハピネット 社外監査役 三菱商事株式会社 社外取締役 日立金属株式会社 社外取締役
金　森　　仁	山王法律事務所 パートナー
植　松　則　行	植松公認会計士事務所 所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役社長 株式会社鎌倉新書 社外取締役・監査等委員

（注）上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

❷ 取締役会・監査役会での活動状況

氏　名	活　動　状　況
岡　　俊　子	当期において開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、経営者としての豊富な経験を活かして発言をしています。
金　森　　仁	当期において開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験を活かして発言をしています。
植　松　則　行	当期において開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、公認会計士及び経営者としての豊富な経験を活かして発言をしています。

❸ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在すべての社外監査役と責任限定契約を締結しています。

5 役員に関するその他の重要な事項

特記すべき該当事項はありません。

6 執行役員（取締役による兼務は除く）の氏名等

地　位	氏　名	担　当
上席執行役員	松田　充功	製薬技術本部長
	横田　智広	開発本部長
	内田　　渡	研究本部長
	黒田　昌利	アジア・オセアニア事業本部長
	竹内　　誠	渉外部長
執行役員	武田　睦史	財務担当
	櫻井　文昭	経営管理・コンプライアンス担当
	松井　幸郎	欧州・中東・アフリカ事業長
	田中　信朗	営業本部長
	押田　卓也	メディカルアフェアーズ本部長
	上出　厚志	医療政策部長
	沖村　一徳	法務部長
	岩井　晃彦	研究本部キャンディデートディスカバリー研究所長
	小澤　克巳	営業本部東京支店長
	迫　　和博	アステラス アイルランド Co., Ltd. President
	吉光　　透	経営推進部長
	野澤　英輔	薬事部長
	澤本　泰治	研究本部研究プログラム推進部長
	岡村　直樹	経営企画部長
	神先　康裕	営業本部大阪支店長
	原　　忠司	営業本部営業戦略部長
	嶋　　秀樹	製薬技術本部技術企画部長
	田中　茂樹	開発本部日本・アジア臨床開発第１部長

（4）会計監査人に関する事項

1 名　　称　　新日本有限責任監査法人

2 報酬等の額

	支　払　額
1．当期に係る会計監査人の報酬等の額	183百万円
2．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183百万円

（注）1．当社監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前期の会計監査人の職務執行状況、監査時間の実績及び当期の監査計画の内容、監査体制、監査時間の見積り、報酬単価等を精査・検討した結果、当期の会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第１項及び同条第２項の同意を行っています。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記１．の金額にはこれらの合計額を記載しています。
3．当社の重要な子会社（P41をご参照ください）のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当するときは、監査役全員の同意に基づく解任、又は監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

また、監査役会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

3 業務の適正を確保するための体制

法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.astellas.com/jp/ja/investors/shareholders-meeting/）に掲載しております。

（注）1．事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。また、対前期増減率その他の比率は特段の注記がない限り、小数第２位以下を四捨五入して表示しています。
2．図表やグラフ、写真等は参考情報として掲載しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2018年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	第13期 2018年3月31日現在	（ご参考）第12期 2017年3月31日現在
資産		
非流動資産		
有形固定資産	181,295	191,115
のれん	212,976	168,521
その他の無形資産	416,912	387,419
売上債権及びその他の債権	25,282	22,263
持分法で会計処理されている投資	3,138	2,988
繰延税金資産	97,237	90,349
その他の金融資産	67,375	61,597
その他の非流動資産	8,372	13,154
非流動資産合計	1,012,587	937,407
流動資産		
棚卸資産	147,626	182,537
売上債権及びその他の債権	319,512	309,817
未収法人所得税	8,412	10,986
その他の金融資産	13,517	13,554
その他の流動資産	14,448	18,849
現金及び現金同等物	331,731	340,923
小計	835,245	876,665
売却目的で保有する資産	10,374	—
流動資産合計	845,619	876,665
資産合計	1,858,205	1,814,072

科目	第13期 2018年3月31日現在	（ご参考）第12期 2017年3月31日現在
資本及び負債		
資本		
資本金	103,001	103,001
資本剰余金	177,219	177,091
自己株式	△135,951	△138,207
利益剰余金	976,076	1,013,923
その他の資本の構成要素	147,945	116,002
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,268,289	1,271,810
資本合計	1,268,289	1,271,810
負債		
非流動負債		
仕入債務及びその他の債務	3,515	440
繰延税金負債	26,426	18,514
退職給付に係る負債	36,673	36,614
引当金	4,891	4,921
その他の金融負債	49,422	28,389
その他の非流動負債	47,370	53,528
非流動負債合計	168,296	142,406
流動負債		
仕入債務及びその他の債務	140,909	182,826
未払法人所得税	25,184	10,900
引当金	126,231	96,589
その他の金融負債	7,559	2,992
その他の流動負債	121,737	106,548
流動負債合計	421,620	399,856
負債合計	589,916	542,262
資本及び負債合計	1,858,205	1,814,072

連結損益計算書（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	第13期 自　2017年4月1日　至　2018年3月31日	（ご参考）第12期 自　2016年4月1日　至　2017年3月31日
売上高	1,300,316	1,311,665
売上原価	△294,250	△320,503
売上総利益	1,006,066	991,162
販売費及び一般管理費	△478,330	△470,777
研究開発費	△220,781	△208,129
無形資産償却費	△35,838	△35,837
持分法による損益	△2,419	△1,864
その他の収益	11,872	9,594
その他の費用	△67,311	△23,318
営業利益	213,258	260,830
金融収益	6,637	22,916
金融費用	△1,782	△1,976
税引前利益	218,113	281,769
法人所得税	△53,434	△63,069
当期純利益	164,679	218,701
当期純利益の帰属		
親会社の所有者	164,679	218,701
非支配持分	—	—
合　計	164,679	218,701

計　算　書　類

貸借対照表（2018年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	第13期 2018年3月31日現在	（ご参考）第12期 2017年3月31日現在
資産の部		
流動資産	452,378	480,999
現金及び預金	93,165	96,791
受取手形	68	81
売掛金	190,936	169,647
有価証券	2,000	8,000
商品及び製品	54,001	97,548
原材料及び貯蔵品	12,004	10,167
繰延税金資産	49,243	39,156
その他	50,961	59,610
固定資産	731,268	641,832
有形固定資産	70,662	72,170
建物	46,876	45,140
構築物	1,640	1,667
機械及び装置	2,329	860
工具、器具及び備品	6,913	7,711
土地	9,195	9,195
リース資産	1,344	1,630
建設仮勘定	2,366	5,967
その他	0	0
無形固定資産	64,868	71,426
投資その他の資産	595,738	498,236
投資有価証券	33,415	29,985
関係会社株式	462,573	377,663
長期貸付金	357	60
繰延税金資産	51,662	41,869
その他	55,923	56,957
貸倒引当金	△8,192	△8,299
資産合計	1,183,646	1,122,830

科　目	第13期 2018年3月31日現在	（ご参考）第12期 2017年3月31日現在
負債の部		
流動負債	538,718	572,733
買掛金	51,933	90,792
短期借入金	366,583	378,070
リース債務	443	496
未払金	60,205	62,522
未払費用	20,826	20,508
未払法人税等	9,297	1,498
預り金	7,587	4,105
売上割戻引当金	2,350	3,086
その他	19,493	11,656
固定負債	32,549	35,488
リース債務	901	1,134
その他	31,648	34,354
負債合計	571,267	608,221
純資産の部		
株主資本	598,592	503,676
資本金	103,001	103,001
資本剰余金	176,822	176,822
資本準備金	176,822	176,822
利益剰余金	454,719	362,061
利益準備金	16,827	16,827
その他利益剰余金	437,893	345,234
特別償却準備金	59	100
固定資産圧縮積立金	1,185	1,185
繰越利益剰余金	436,649	343,950
自己株式	△135,951	△138,207
評価・換算差額等	12,311	9,149
その他有価証券評価差額金	12,311	9,149
新株予約権	1,477	1,784
純資産合計	612,379	514,609
負債・純資産合計	1,183,646	1,122,830

損益計算書（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	第13期 自　2017年4月1日　至　2018年3月31日	（ご参考）第12期 自　2016年4月1日　至　2017年3月31日
売上高	613,657	629,915
売上原価	205,735	248,208
売上総利益	407,922	381,708
販売費及び一般管理費	421,413	366,108
営業利益又は営業損失（△）	△13,490	15,600
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	302,149	120,347
その他	1,121	877
営業外収益合計	303,270	121,224
営業外費用		
支払利息	2,473	1,311
その他	1,616	1,338
営業外費用合計	4,089	2,649
経常利益	285,690	134,174
特別利益		
固定資産売却益	12	23
投資有価証券売却益	4,755	17,420
その他	3,709	697
特別利益合計	8,476	18,141
特別損失		
固定資産除売却損	252	302
減損損失	−	2,130
その他	2,341	3,006
特別損失合計	2,594	5,438
税引前当期純利益	291,573	146,877
法人税、住民税及び事業税	16,035	6,426
法人税等調整額	△21,281	2,633
法人税等合計	△5,246	9,059
当期純利益	296,818	137,818

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

アステラス製薬株式会社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室 橋 陽 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 池 晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アステラス製薬株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アステラス製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

アステラス製薬株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室　橋　陽　二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴　田　芳　宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北　池　晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アステラス製薬株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月９日

アステラス製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　藤　澤　友　一　㊞

常勤監査役　酒　井　弘　子　㊞

社外監査役　岡　　俊　子　㊞

社外監査役　金　森　　仁　㊞

社外監査役　植　松　則　行　㊞

以　上

ご参考

新薬の開発状況

当社グループでは、未だ有効な薬剤が存在せず治療満足度の低い疾患領域で革新的な新薬を一日でも早く患者さんのもとに届けられるよう、研究開発に積極的に取り組んでいます。

新薬の開発状況の詳細をP62～P64にまとめています。

■ 2017年４月からの承認品目等

2018年４月現在

製品名（承認時期）	一般名	対象疾患	地　域
ビプレッソ徐放錠 (2017年7月)	フマル酸クエチアピン	双極性障害におけるうつ症状の改善（徐放錠）	日　本
XTANDI／イクスタンジ (2017年9月)	エンザルタミド	転移性去勢抵抗性前立腺がん（錠剤）	欧　州
(2018年2月)		去勢抵抗性前立腺がん（錠剤）	日　本
ベシケア (2018年2月)	コハク酸ソリフェナシン	小児の神経因性膀胱	欧　州
スージャヌ配合錠 (2018年3月)	イプラグリフロジン L-プロリン／シタグリプチン リン酸塩水和物	2型糖尿病	日　本

■ 臨床開発段階のプロジェクト

2018年４月現在

開発コード／一般名	対象疾患	フェーズ２	フェーズ３	申　請	地　域
がん領域					
MDV3100 エンザルタミド	非転移性去勢抵抗性前立腺がん	■	■	■	米国／欧州
	非転移性生化学的再発前立腺がん	■	■		米国／欧州／アジア
	転移性ホルモン感受性前立腺がん	■	■		米国／欧州／日本／アジア
ASP3550 デガレリクス酢酸塩	前立腺がん（３か月製剤）	■	■	■	日　本
AMG 103 ブリナツモマブ	急性リンパ性白血病	■	■	■	日　本
ASP2215 ギルテリチニブ	急性骨髄性白血病	■	■	■	米国／日本
		■	■		米国／欧州／日本／アジア
IMAB362 zolbetuximab	胃腺がん及び食道胃接合部腺がん	■	■		米国／欧州／日本／アジア
AGS-16C3F	腎細胞がん	■			米国／欧州
ASG-22ME enfortumab vedotin	尿路上皮がん	■			米国／欧州／日本／アジア

開発コード／一般名	対象疾患	フェーズ2	フェーズ3	申　請	地　域
泌尿器疾患及び腎疾患領域					
YM905 コハク酸ソリフェナシン	小児の神経因性膀胱	■	■	■	米　国
EB178 コハク酸ソリフェナシン／ミラベグロン	尿意切迫感及び頻尿の症状を伴う過活動膀胱	■	■	■	米　国
ASP1517（FG-4592） ロキサデュスタット	慢性腎臓病（保存期及び透析期）に伴う貧血	■	■		欧州／日本
YM178 ミラベグロン	小児の神経因性膀胱	■	■		欧　州
YM311（FG-2216）	腎性貧血	■			欧　州
ASP8232	糖尿病性腎疾患	■			欧　州
ASP6294	膀胱痛症候群／間質性膀胱炎	■			欧　州
ASP8302	低活動膀胱	■			欧州／日本
免疫科学及び神経科学領域					
FK506 タクロリムス	臓器移植における拒絶反応の抑制（小児用顆粒製剤）	■	■	■	米　国
ASP015K ペフィシチニブ	関節リウマチ	■	■		日本／アジア
		■			米国／欧州
ASKP1240 bleselumab	生体腎移植患者における再発性巣状糸球体硬化症	■			米　国
ASP8062	線維筋痛症	■			米　国
ASP0819	線維筋痛症	■			米　国
ASP4070 **（JRC2-LAMP-vax）**	スギ花粉症	■			日　本
ASP5094	関節リウマチ	■			日　本
ASP4345	統合失調症に伴う認知機能障害	■			米　国
その他領域					
AMG 785 ロモソズマブ	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	■	■	■	日　本
ASP1941 イプラグリフロジン　L-プロリン	1型糖尿病	■	■	■	日　本
ASP0456 リナクロチド	慢性便秘症	■	■	■	日　本
フィダキソマイシン	感染性腸炎 （適応菌種：クロストリジウム・ディフィシル）	■	■	■	日　本
	小児におけるクロストリジウム・ディフィシル感染症	■	■		欧　州

開発コード／一般名	対象疾患	フェーズ2	フェーズ3	申　請	地　域
ESN364 fezolinetant	更年期に伴う血管運動神経症状	■			米　国
CK-2127107 reldesemtiv	脊髄性筋萎縮症	■			米　国
	慢性閉塞性肺疾患	■			米　国
	筋萎縮性側索硬化症	■			米　国
ASP7317	萎縮型加齢黄斑変性、Stargardt病	■			米　国

新薬ができるまで

基礎研究 ▶ 非(前)臨床試験 ▶ 臨床試験(治験)

第1相試験(フェーズ1)	同意を得た少数の健康人志願者を対象に安全性を確認します。
第2相試験(フェーズ2)	同意を得た少数の患者さんを対象に有効で安全な投薬量や投薬方法を確認します。
第3相試験(フェーズ3)	同意を得た多数の患者さんを対象に既存薬等と比較し有効性、安全性を確認します。

▶ 承認申請 ▶ 審査 ▶ 承認 ▶ 発売

※新薬の候補化合物の発見から医薬品として発売するまでには9年から16年の年月がかかります。

ご参考

CSRトピックス

保健医療へのアクセス改善に注力

当社は、保健医療へのアクセス課題への対策として、イノベーションの創出、入手可能性の向上、保健システムの強化、健康に対する知識・理解の向上という4つの分野を特定し、当社の強みや技術、専門性を活かして課題解決に取り組んでいます。また、その実施にあたっては、パートナーシップを最大限に活用しています。

結核、マラリア、顧みられない熱帯病に関する創薬共同研究を開始

2017年10月、当社はTBアライアンス、Medicines for Malaria Ventureとそれぞれ新規結核治療薬、新規マラリア治療薬の探索に関する共同研究契約を締結しました。また、2018年3月には顧みられない熱帯病であるリーシュマニア症及びシャーガス病に対して薬理活性のある化合物（リード化合物）創出を目指す、Drugs for Neglected Diseases *initiative*と製薬企業7社によるコンソーシアム「顧みられない熱帯病創薬ブースター」に参画しました。これらのプログラムは公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金から資金提供を受けて実施します。

結核、マラリア、顧みられない熱帯病は発展途上国で蔓延する感染症です。深刻な社会問題を引き起こしており、画期的な新薬が望まれています。当社はこれらの共同研究の中で、独自に保有する化合物を提供し、新規治療薬創出に貢献します。こうした活動を通じて、引き続き保健医療へのアクセス（Access to Health）課題の解決に取り組んでいきます。

ご参考

主力製品のご紹介

グローバル製品

免疫抑制剤
プログラフ

臓器移植における拒絶反応の抑制等に使われる免疫抑制剤です。
約100の国と地域で販売しています。

▸2017年度売上高：1,985億円



前立腺がん治療剤
XTANDI／イクスタンジ

2012年9月の米国での発売に続き、欧州では2013年7月に、日本では2014年5月にそれぞれ発売しました。
約70の国と地域で販売しています。

▸2017年度売上高：2,943億円



過活動膀胱治療剤
ベシケア

過活動膀胱における尿意切迫感、頻尿及び切迫性尿失禁の治療に用いられる薬剤です。
約90の国と地域で販売しています。

▸2017年度売上高：1,023億円



過活動膀胱治療剤
ベタニス／ミラベトリック／ベットミガ

ベシケアとは異なる作用による過活動膀胱治療剤です。
日本ではベタニス、米国ではミラベトリック、欧州ではベットミガの製品名でそれぞれ販売しています。
約50の国と地域で販売しています。

▸2017年度売上高：1,257億円



Memo

Memo

株主総会会場ご案内図



場所

東京都千代田区紀尾井町４番１号

ホテルニューオータニ「鶴の間」（ザ・メイン 宴会場階（本館１階））

TEL：03-3265-1111（代）



宴会場階　会場までの経路

ザ・メイン「１階」とガーデンタワー・ガーデンコート「５階」が同じフロアになります。

交通のご案内

「赤坂見附駅」

銀座線・丸ノ内線

D 紀尾井町口 より徒歩10分

「永田町駅」

半蔵門線

7番口 より徒歩10分

「麹町駅」

有楽町線

2番口 より徒歩10分

「四ッ谷駅」

JR 中央線・総武線

丸ノ内線・南北線

麹町口 赤坂口 より徒歩10分

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。
※本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
森林に配慮して適切に管理された森林認証紙を採用しています。

アステラス製薬株式会社
https://www.astellas.com/jp/